

くるめ支え合うプラン

(久留米市地域福祉計画・久留米市地域福祉活動計画)

令和 2 年度～令和 7 年度

(案)

令和 2 年 3 月

久留米市

久留米市社会福祉協議会

目 次

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨 P
- 2 計画の位置づけ P
- 3 計画策定の体制 P

第2章 計画策定の背景

- 1 社会状況の変化と社会福祉法の改正 P
- 2 本市の状況 P

第3章 課題の整理 P

第4章 施策体系 P

第5章 具体的な取組み等

- 1 取組みを進めるにあたっての考え方 P
- 2 成果指標 P
- 3 具体的な取組みの内容 P

第6章 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制 P
- 2 計画の進行管理 P

<この計画の主な流れ>

この計画は、第1章で計画策定の趣旨や位置づけなどを記載し、第2章でこれまでの取組みや市民の意見（ヒアリング、ワークショップ、アンケート、協議会での意見）などをまとめています。

それらの意見を積み重ね、第3章で地域福祉推進の課題を整理し、その課題に対応するために必要な取組みやめざす姿を第4章で表しています。

第5章で取組みを進めるにあたっての考え方や成果指標、具体的な取組みの内容を掲げ、第6章で進行管理の方法などを記載する、という流れで構成しています。

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

久留米市では、平成23年度（2011年度）に「第2期久留米市地域福祉計画」を、久留米市社会福祉協議会^{※1}では、平成24年度（2012年度）に「第5次久留米市地域福祉活動計画」を策定し、ともに『「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ』を基本理念として、市民や関係団体などと協働し、地域福祉を進めてきました。

また、久留米市では、地域福祉を進めると同時に、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者^{※2}など、対象者や分野ごとに、公的支援制度（公的なサービス）も充実させ、成果をあげてきたところです。

しかしながら、少子高齢・人口減少社会が進む中で地域のつながりが弱くなるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。課題の解決が進まず複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要としたりする「複合的な課題」や、これまでの支援制度では対応が難しい「制度の狭間の課題」への対応が求められる状況がみられ、対象者別・機能別に整備された公的支援だけでは対応が困難なケースが現れてきています。

一方、国では、「ニッポン一億総活躍プラン^{※3}」において、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げ、その実現に向けて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）を改正するなど、地域住民等が自ら地域生活課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な相談支援体制の整備に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

久留米市及び久留米市社会福祉協議会では、地域社会を取り巻く環境の変化や新たな課題が現れてきたことなどを踏まえ、これらに対応する取組みをより一層充実させていくため、国の動向も踏まえ、新たな計画を策定します。

※1 久留米市社会福祉協議会：民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき、設置されている。

※2 生活困窮者：就労や心身の状況、地域社会との関係性などの事情により、実際に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる可能性がある人。

※3 ニッポン一億総活躍プラン：あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会をめざすため、閣議決定（平成28年（2016年）6月2日）されたもの。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ等

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められた市町村地域福祉計画です。また、地域福祉活動計画は、全国社会福祉協議会が策定を勧める、「住民等による福祉活動」及び「地域福祉計画の実現を支援するための活動」を内容として市町村社会福祉協議会が策定する計画です。

なお、久留米市及び久留米市社会福祉協議会では、これらの計画を踏まえて、校区コミュニティ組織*の区域ごとに、その実情にあわせて地域住民が行う「校区福祉活動計画」づくりを支援します。

(2) 久留米市と久留米市社会福祉協議会による一体的な計画策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画の目的が「地域福祉の推進」と共通していることから、これらの計画を一体的に策定することで、相互に補い、連携して施策を展開していきます。

(3) 計画期間

計画期間は、久留米市新総合計画と整合を図るため、令和2年度(2020年度)から令和7年度(2025年度)までの6年間とします。

ただし、社会状況の変化などにより、必要に応じて見直しを検討します。

<両計画の経過と今後の想定>

年度	H24 (2012年)	H25 (2013年)	...	H31・R1 (2019年)	R2 (2020年)	...	R7 (2025年)
地域福祉計画	第2期計画				くるめ支え合うプラン		
地域福祉活動計画	第5次計画						

* 校区コミュニティ組織：小学校区を基本単位として設置され、社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災などの自らの地域を自らが住みよくするための活動を組織的かつ継続的に行う組織。

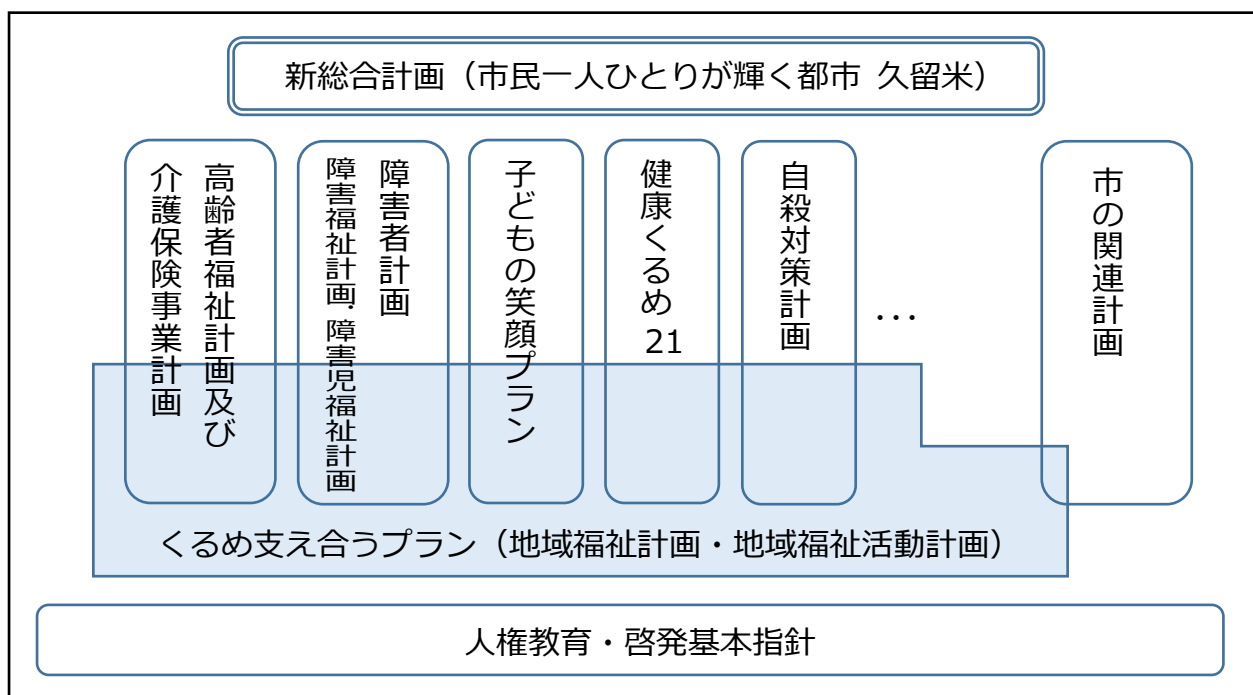
(4) 本市の各計画等との関係

この計画は、久留米市新総合計画を上位計画とし、久留米市がめざす都市の姿のひとつである「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」の実現に貢献します。また、施策の展開にあたっては、久留米市新総合計画第4次基本計画に記載する、「あらゆる主体が協働した持続的な地域社会の形成」の視点をもって取り組みます。

さらに、この計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野に共通する事項や「複合的な課題」、「制度の狭間の課題」への対応方策などを記載する、保健福祉の各計画や関連する計画の基本となる計画と位置づけます。また、「地域」に着目した、支え合いの仕組みづくりのめざす姿と、それを実現するための方向性・取組みを示す計画として策定し、関連する計画と調和を保ちつつ、一体的に展開していきます。

また、久留米市人権教育・啓発基本指針及び実施計画を踏まえて、すべての人の基本的人権が尊重され、お互いの存在・人格を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を最も大切な視点をもって計画を策定し、進めていきます。

<他の計画等との関係図>



3 計画策定の体制

(1) 地域住民等と連携した体制

この計画の策定にあたっては、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者といった分野を超えて地域福祉を推進するため、久留米市地域福祉計画推進協議会・久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会を開催し、市民代表、福祉関係者、NPO（市民活動団体等）の代表者、社会福祉法人※の代表者、大学教授などによる審議を行いました。

また、久留米市地域福祉計画推進協議会の下に、支え合い推進部会及び多機関連携部会を設置し、支え合い意識の醸成や多機関の連携の仕組みづくりについて協議を行い、意見を計画に反映しました。

(2) 庁内体制等

本計画の策定にあたって、久留米市では、副市長と部長級の職員で構成する久留米市地域福祉計画推進会議及び次長級の職員で構成する久留米市地域福祉計画推進調整会議を設置し、分野の枠を超えた協議を行いました。

また、久留米市社会福祉協議会では、久留米市社会福祉協議会理事会などで協議を行いました。

※ 社会福祉法人：社会福祉事業（高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など支援を必要とする人が、自立してその人らしく安心して暮らせるよう、必要な保護、援助、育成などの支援を行う施策・事業）を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人で、高齢者や障害者、子どもなどを対象とした各種福祉施設や事業を運営。

第2章 計画策定の背景

1 社会状況の変化と社会福祉法の改正

ライフスタイルの多様化などにより、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加し、家庭内での支え合いの機能が低下するとともに、高齢化や人口減少の急速な進行、世代間の価値観の差の拡大、人々の移動性・流動性の高まり（移住者や外国人などの増加）などを背景に、地縁（住む土地に基づく縁故関係）を基盤としたつながりも弱まっています。

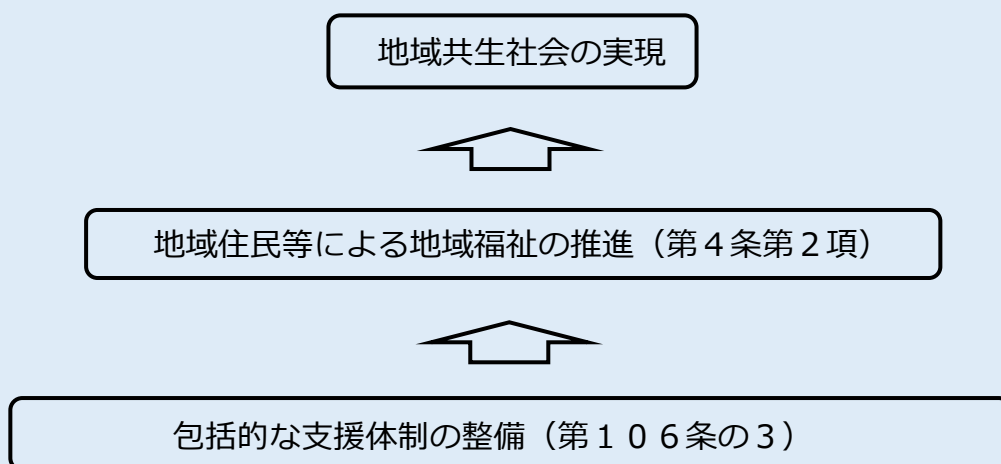
また、課題の解決が進まず複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要としたりする状況や、これまでの支援制度では対応が難しい制度の狭間の課題への対応が求められる状況がみられ、対象者別・機能別に整備された公的支援だけでは対応が困難なケースが現れてきています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化に対応するため、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が重要となっています。

「地域共生社会」の実現に向け、平成30年（2018年）4月には、改正社会福祉法が施行されました。

【改正社会福祉法の概要（主な改正部分）】

- 地域福祉の推進に当たり、地域住民等^{*1}が、支援関係機関^{*2}との連携により、地域生活課題^{*3}を把握し、解決を図るよう留意（第4条第2項）
- その具体策としての包括的支援体制整備（第106条の3第1項）
 - (1)「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）
 - (2)「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）
 - (3) 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第3号）



○市町村地域福祉計画の記載事項を次のように充実（第107条第1項）

<計画に記載すべき事項>

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（第1号）【追加】
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項（第2号）
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項（第3号）
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項（第4号）
- (5) 包括的支援体制整備を実施する場合には、その事業に関する事項（第5号）【追加】

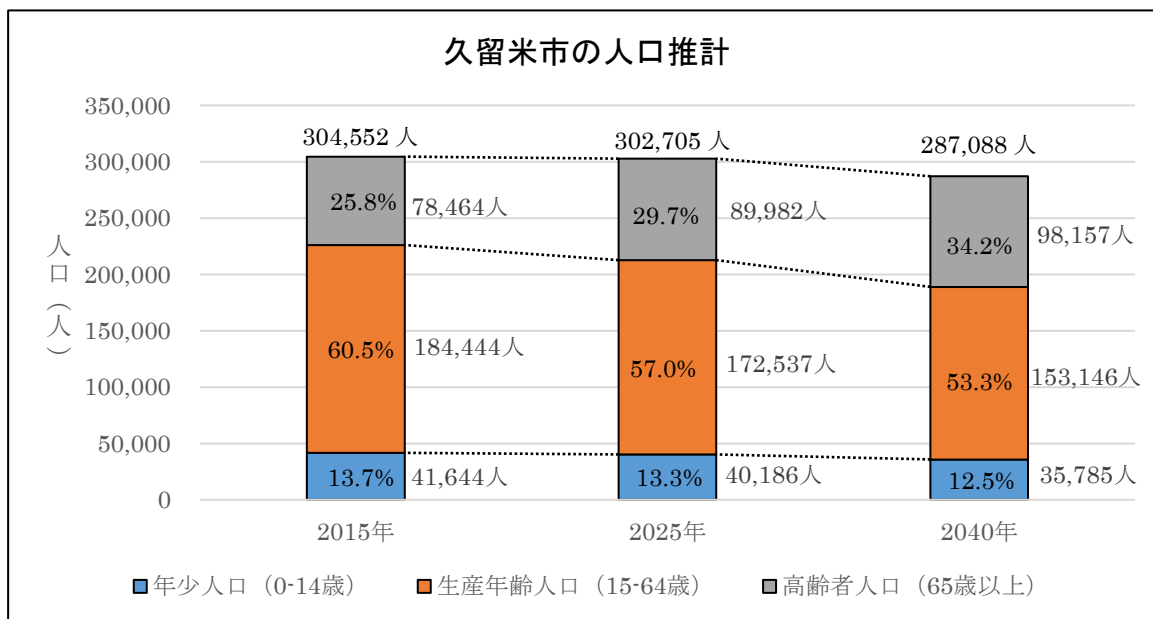
-
- ※1 **地域住民等**：地域住民（外国人住民を含む。）、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者。
- ※2 **支援関係機関**：地域生活課題（※3）の解決に資する支援を行う関係機関。
- ※3 **地域生活課題**：日常生活を営むうえで支障となっている解決すべき課題。（福祉サービスを必要とする地域住民とその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。）

2 本市の状況

(1) 統計から見た状況

①人口推計・人口構造の変化

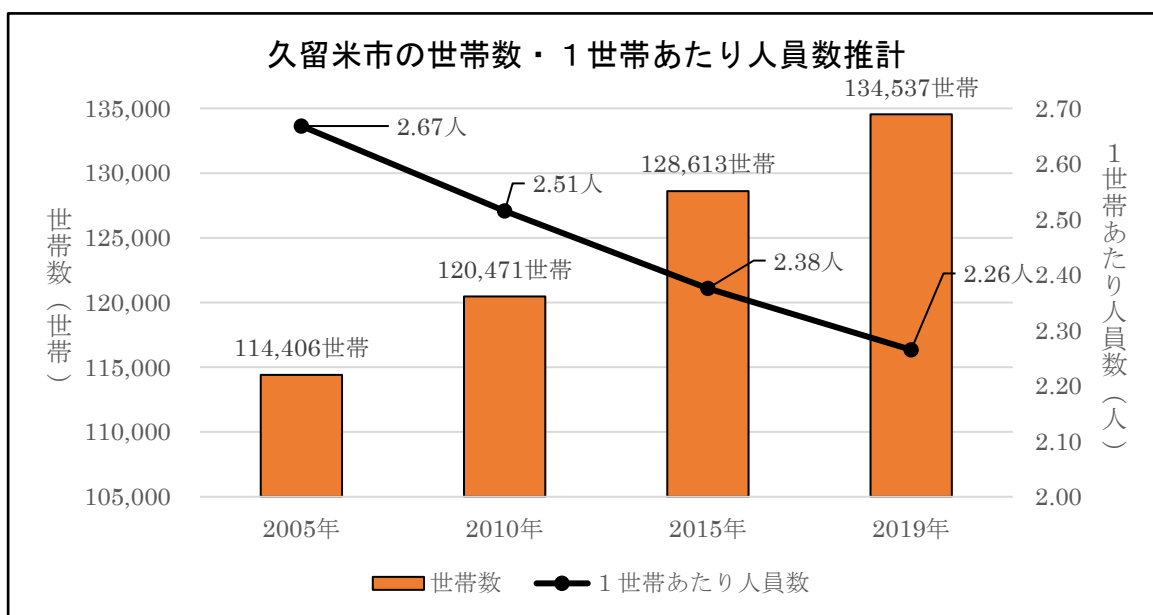
今後も人口減少、少子高齢化が進行し、団塊ジュニア世代（第2次ベビーブームの1971年～1974年に生まれた世代）が65歳以上となる2040年には、生産年齢人口の大幅な減少が予想されます。



※国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）』より

②世帯数及び世帯あたりの人員数

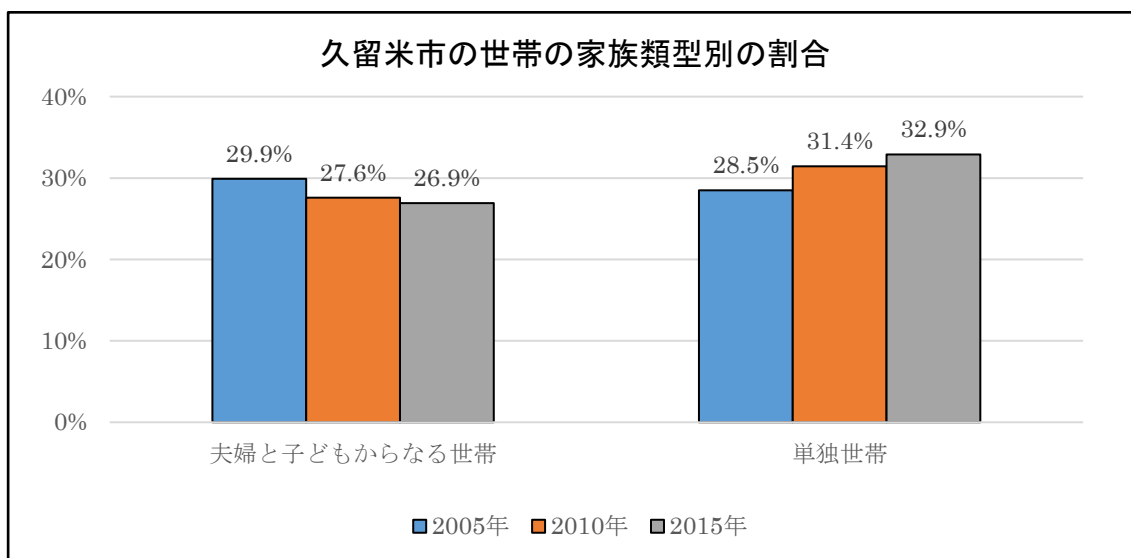
世帯数が増加する一方、1世帯あたりの人員数が減少しています。



※住民基本台帳より（2015年以降は外国人住民を含む。）

③世帯の家族類型別の割合

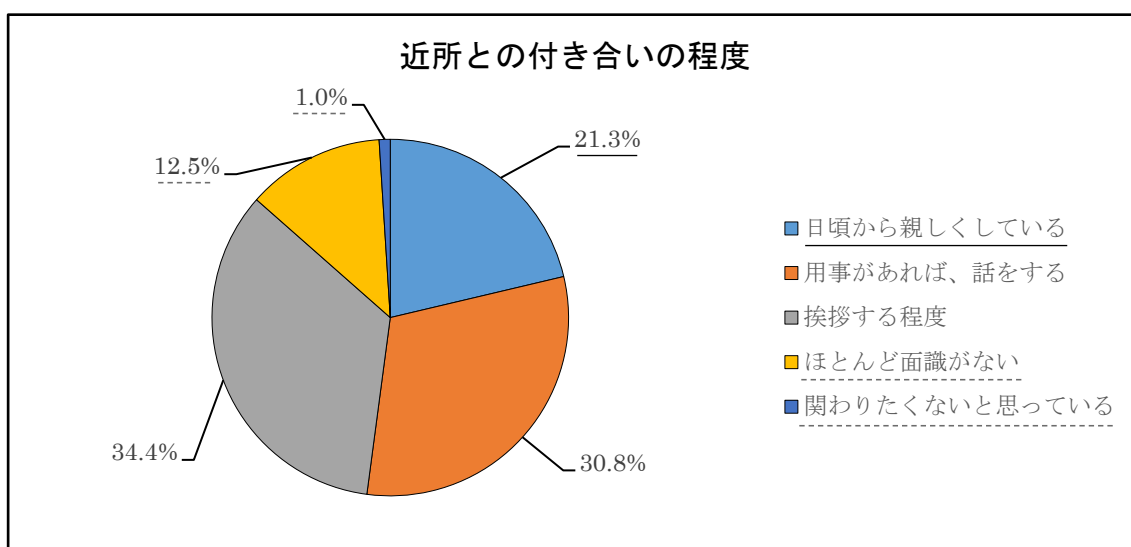
夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少し、単独世帯の割合は増加する傾向にあります。



※総務省統計局『国勢調査報告』より

④近所付き合いの程度

日頃から親しくしている人の割合が2割程度である一方、ほとんど面識がない、関わりたくないと思っている人も1割程度います。

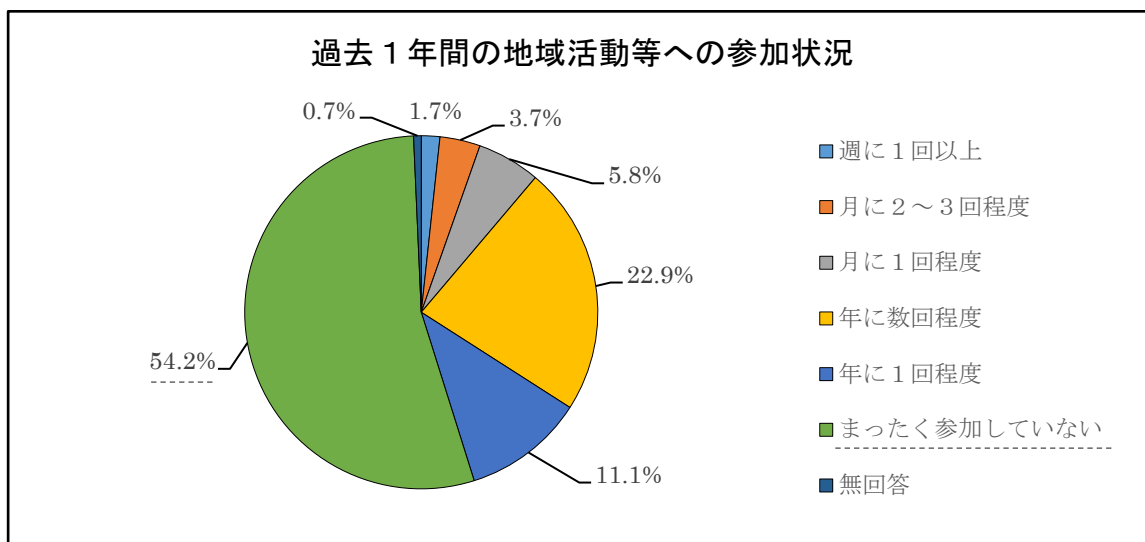


※市政アンケートモニター くるモニ 平成30年度第5回調査より

(「あなたは、近所との付き合いがどの程度ありますか。」という問に対する回答状況)

⑤地域活動等参加状況

地域活動等（校区コミュニティ活動、自治会活動、ボランティア活動など）に全く参加していない人の割合が5割を超えています。

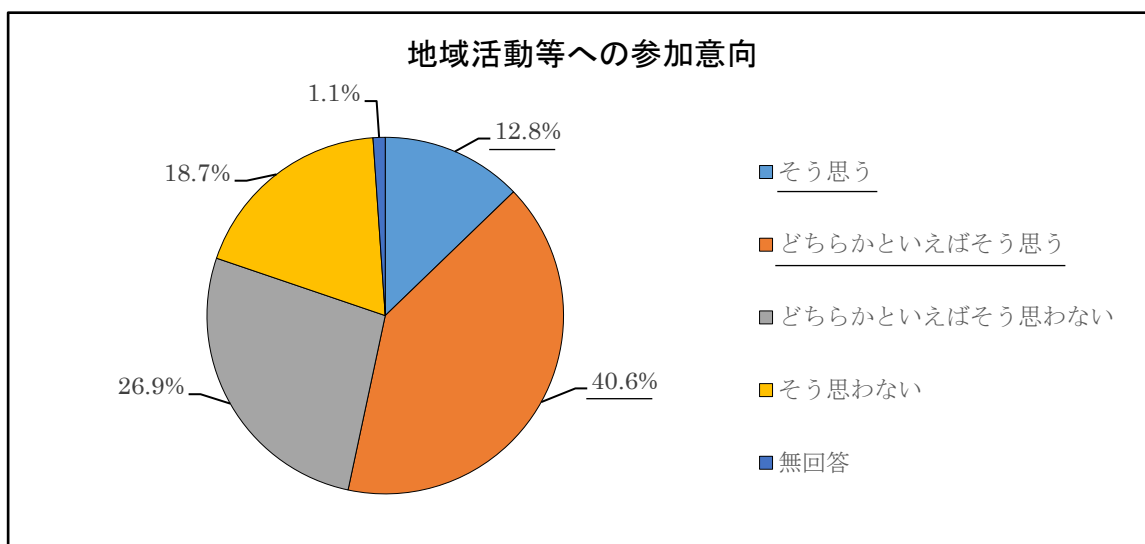


※第42回久留米市市民意識調査（平成30年実施）より

（「あなたは、この1年間に、市民活動にどの程度参加しましたか。」という問に対する回答状況）

⑥地域活動等への参加意向

地域活動等に参加したいと考えている人の割合が5割を超えています。

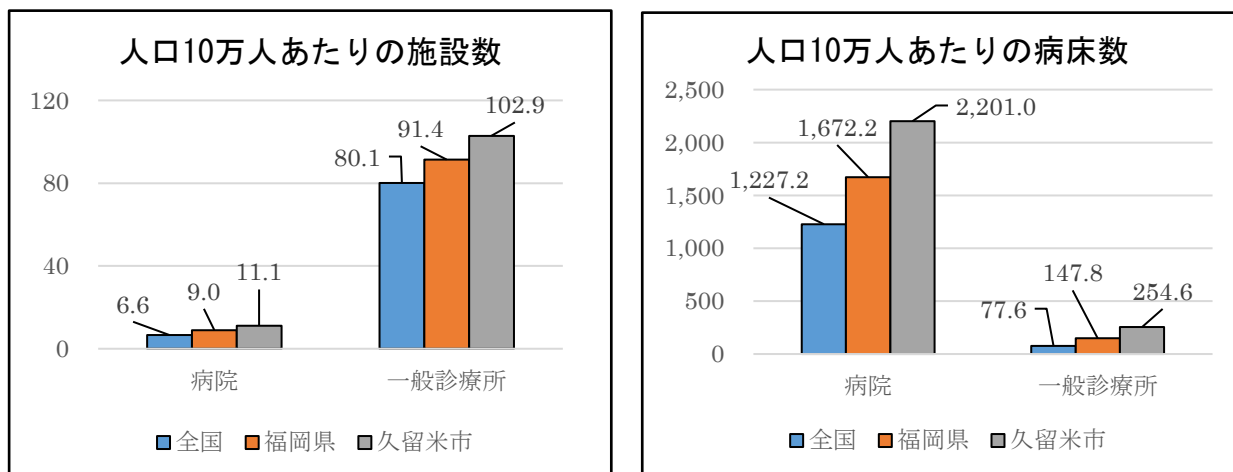


※第42回久留米市市民意識調査（平成30年実施）より

（「あなたは、地域をよりよくするために、校区コミュニティ活動や自治会活動、ボランティア活動などの市民活動に参加したいと思いますか。」という問に対する回答状況）

⑦医療施設の状況

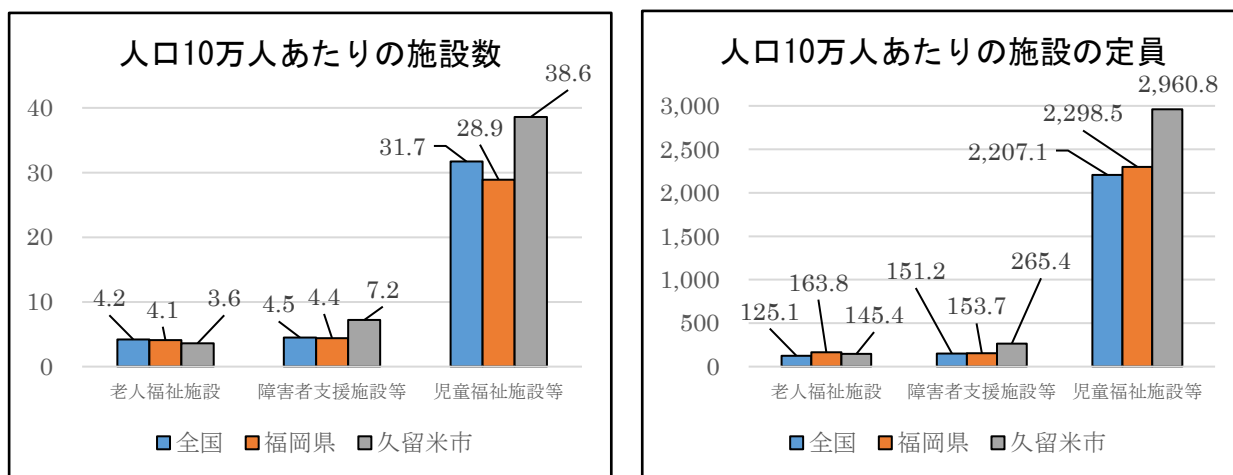
全国や県と比較して、医療施設が充実しています。



※厚生労働省『平成29年医療施設（静態・動態）調査』より

⑧社会福祉施設等の状況

全国や県と比較して、社会福祉施設などが充実しています。



※厚生労働省『平成29年社会福祉施設等調査』より

この調査における各施設の内訳は以下のとおり

老人福祉施設：養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター

障害者支援施設等：障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム

児童福祉施設等：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所等、小規模保育事業所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童館、児童センター、児童遊園

(2) これまでの主な取組みから見た状況

第2期久留米市地域福祉計画と第5次久留米市地域福祉活動計画(前計画)では、それまでの支え合いの仕組みづくりなどを踏まえ、5つの基本目標と3つの重点施策を設定して、取組みを進めてきました。

また、前計画期間中には、団塊の世代(第1次ベビーブームの1947年～1949年に生まれた世代)が75歳以上となる2025年を目標に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・見守りや外出支援、家事支援などの生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築にも着手しました。

その中で、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを中心とした困りごとの支援とあわせて、サービスの提供をきっかけに薄れてきた地域との関係性を地域づくりの中で再構築することをめざし、平成28年(2016年)から、校区コミュニティ組織の区域ごとに「支え合い推進会議^{※1}」の設置を進めてきました。

「地域包括ケアシステム」を構築するにあたり、地域住民と医療・福祉などの専門職が連携する仕組み(支え合い推進会議と地域ケア会議^{※2}の連携など)をつくることで、これまで地域住民が中心となってきた地域づくりと、専門職が中心となってきた個別の支援の循環の動きを生み、地域力の強化につなげることをめざしています。

※1 **支え合い推進会議**：生活支援活動などの充実を図るとともに、地域における支え合いの仕組みづくりを推進するため、地縁組織を中心に多様な主体が参画し、情報共有、連携強化などを行う、校区コミュニティ組織の区域ごとに設置される協議体。

※2 **地域ケア会議**：医療・介護などの多職種が協働して、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることで、地域課題を共有化・明確化し、課題の解決に必要な資源の開発や地域づくりにつなげることを目的とする会議。

なお、久留米市では、地域で暮らし、支援を必要とする人を対象に、近所の人々が訪問し、見守り（安否確認）、孤独解消（話し相手）、自立支援（福祉サービスなどの紹介）などを行う「小地域ネットワーク活動」を全国に先駆けて進めてきました。

昭和62年（1987年）には、「小地域ネットワーク活動」を推進する「ふれあいの会」というボランティア団体が初めて組織され、現在では、多くの校区で、ふれあいの会により、校区の特性に応じた活動（訪問活動・サロン※活動など）が行われています。

※ サロン：高齢者、障害者、子どもなど誰もが気軽に楽しく集うことができる場所。

【前計画における基本目標の進捗状況】

基本目標 1 心～地域意識をつくる～

「共感できる人権意識づくり」では、同和問題講演会の継続的な開催や人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業の実施、福祉教育の推進など、お互いを理解し、受け入れるための取組みを進めてきました。

「支え合う意識の啓発」では、平成24年度施行の「久留米市市民活動を進める条例」をもとに、地域コミュニティ活動への参加などを進め、地域の基盤である自治会への加入促進事業も行ってきましたが、久留米市の自治会加入率は伸び悩んでいる状況です。また、基本理念の実現に欠かせない、地域住民等が主体的に地域福祉（特に、個別の地域生活課題の解決）に取り組む意識は十分ではありません。

基本目標 2 実～サービスをつくる～

各相談支援機関の設置をはじめ、ふれあい福祉相談員への研修の実施や相談事例集の作成、市民後見人^{※1}養成講座の継続的な開催などにより、「相談しやすい環境づくり」や「福祉サービスの充実」を進めました。

基本目標 3 人～地域で活躍する人材をつくる～

「地域活動の担い手の育成」や「地域活動の支援」では、平成24年度に制度化した「キラリ輝く市民活動活性化補助金（現：市民活動・絆づくり推進事業費補助金）」をきっかけに、これまでの活動の充実や、新たな活動の創出など市民活動の裾野が広がっています。さらに、平成28年度からは生活支援コーディネーター^{※2}を配置し、支え合い推進会議の設置を進め、きめ細かな地域支援に努めました。

※1 市民後見人：成年後見制度（判断能力の不十分な成年者を対象に、本人に代わって暮らしに必要な様々な判断をする人を法律に基づいて決定し、本人の財産や権利を守る制度）における後見人などとなる一般市民。

※2 生活支援コーディネーター：地域での生活をより豊かにするために、地域住民同士、専門職同士、そして地域住民と専門職をつなぎ、それぞれが協力しやすい体制づくりや個別の課題を包括的に受け止める体制づくりを行う人。

基本目標4 場～活動の場をつくる～

「地域で集える場づくり」や「同じ悩みを持つ人が集える場づくり」では、ふれあいの会をはじめとする多様な地域の団体が運営するいきいきサロンなど、多くの校区でその特性に応じた交流の場づくりが進められていますが、同じ悩みをもつ人が集える場の把握や多様な世代が集まる場づくりなどは十分ではありません。

基本目標5 和～支え合いの仕組みをつくる～

「支え合いの仕組みづくり」や「ネットワークづくり」では、平成24年度から久留米市高齢者等SOSネットワーク^{※1}が広域化、平成25年度に「くるめ見守りネットワーク^{※2}」が開始されるなど、地域での見守り活動や孤立防止も進められています。また、見守り訪問の必要性や効果についての理解が深まったことにより、ふれあい訪問活動^{※3}も広がっています。

人口減少による医療福祉分野の担い手の減少や近年多発する災害の状況を踏まえると、今後、より一層の地域での支え合いが必要であり、地域住民等による主体的な取組みにつながるような仕組みづくりや、支え合いの基盤である人権意識の底上げなどが欠かせません。また、地域コミュニティ組織^{※4}とNPOなど多様な主体の連携の視点をもって取組みを進めることも必要です。

※1 久留米市高齢者等SOSネットワーク：行方不明等により事故にあうおそれがある高齢者等の速やかな発見・保護、家族等への相談指導、市民への周知活動等に取り組むネットワーク。

※2 くるめ見守りネットワーク：地域住民や居宅を訪問する事業所等と市が協力・連携し、地域で見守り活動（安否確認など）を行うネットワーク。この活動において、異変を感じたときには、「見守りほっとライン」に通報してもらい、市が安否確認等の対応を行っている。

※3 ふれあい訪問活動：ふれあいの会が、気になる世帯を訪問し、声をかけ、安否確認や簡単な手伝いを行う活動。

※4 地域コミュニティ組織：自治会及び自治会を基盤とした校区コミュニティ組織、各種住民団体などの総称。

【前計画における重点施策の進捗状況】

○重点施策1 誰でも集える場づくり

サロンの普及・拡大を図るため、各種団体などへサロン設置の働きかけを行うとともに、サロンレクリエーションサポーター^{※1}養成講座やサロンサポーターを対象としたスキルアップ研修などを実施し、サロンを支える人材の養成に取り組みました。

目標項目	基準数値 (H22)	目標数値 (H31)	(参考) (H30 実績)
サロンの参加者数	32,019 人	43,000 人	55,806 人
サロンの箇所数	223 箇所	310 箇所	368 箇所
サロンの参加者の意識の変化 [※]	—	80%	69.7%

※サロンに参加することにより、友達が増えたと回答する人の割合

○重点施策2 「もしも」のときの支え合いの仕組みづくり

「もしも」のときの支え合いの仕組みづくりを進めるため、災害時要援護者名簿^{※2}制度の見直しや災害ボランティアセンター^{※3}の設置運営訓練などに取り組みました。また、認知症サポーター^{※4}養成講座や認知症等徘徊模擬訓練^{※5}の支援、防犯意識の向上に取り組みました。

目標項目	基準数値 (H23)	目標数値 (H31)	(参考) (H30 実績)
要援護者名簿 [※] 作成開始校区数	17 校区	46 校区	46 校区
要援護者名簿登録者数	1,923 人	8,000 人	6,413 人
要援護者名簿登録率	8.55%	20%	49.86%
名簿を活用した防災訓練実施校区数	—	46 校区	44 校区

※平成31年2月の久留米市地域防災計画の変更において、「災害時要援護者名簿」は「避難行動要支援者名簿」に名称を変更し、対象者及び名簿の提供先を見直し

○重点施策3 身近な相談窓口の仕組みづくり

障害者基幹相談支援センター^{※6}やこども子育てサポートセンター^{※7}、生活自立支援センター^{※8}、成年後見センター^{※9}など、新たな相談窓口の設置やふれあい福祉相談員^{※10}などのスキルアップにより、様々な相談に対応できる体制づくりを進めました。

目標項目	基準数値 (H23)	目標数値 (H31)	(参考) (H30 実績)
地域包括支援センター等の相談件数	31,398 件	35,000 件以上	39,871 件
市民の意識の変化 [※]	56.6%	40%	調査中

※福祉サービス利用時の不都合として「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」と回答する人の割合

-
- ※1 サロンレクリエーションサポーター：サロンでレクリエーションなどを行い、サロンを支える人。
 - ※2 災害時要援護者名簿（避難行動要支援者名簿）：災害時に、避難に支援を必要とする人（災害時要援護者（避難行動要支援者））にあらかじめ登録してもらい、市と地域などが情報を共有しておくことによって、一体となって避難情報の伝達や安否確認などの支援をするための名簿。
 - ※3 災害ボランティアセンター：主に災害発生時にボランティア活動を効率よく進めるための組織。
 - ※4 認知症サポーター：認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人。
 - ※5 認知症等徘徊模擬訓練：行方不明になっている認知症高齢者を捜索し、声をかける練習。
 - ※6 障害者基幹相談支援センター：地域における障害者の相談支援の拠点として、あらゆる障害に対する総合的な相談業務などを行う機関。
 - ※7 こども子育てサポートセンター：妊娠期から子育て期、就学後18歳までの子どもたちと子育て家庭の相談に応じる機関。
 - ※8 生活自立支援センター：くらしのこと、仕事のこと、お金のこと、住まいのことなどの困りごとを抱えている人の相談などに応じる機関。
 - ※9 成年後見センター：認知症や知的・精神障害などによって判断能力が不十分となった人の生活や権利を守り、安心して暮らせるように、成年後見制度に関する総合相談などに応じる機関。
 - ※10 ふれあい福祉相談員：悩みをもつ一人ひとりに寄り添い、決して孤立させないという姿勢をもって、地域住民の生活の中で、最も近い相談窓口として、常時相談に応じている人。

【前計画の重点施策の主な課題】

- これまで、誰もが集える場づくりをはじめ、地域福祉活動が、久留米市全体として、組織的な活動の強化（ふれあいの会の組織化など）や校区コミュニティ組織の区域単位での高齢者中心の取組みに重点をおいて推進されてきました。その一方で、個別の課題への対応や高齢者以外の分野への対応を充実させていく必要があります。また、久留米市には、校区コミュニティ組織の区域を超えた多様な主体による様々な活動がありますが、その全体像の把握や連携が不十分であるため、今後、その把握、連携の充実に取り組む必要があります。
- 避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練^{※1}などが多くの地域で実施されていますが、今後は、個別の避難支援計画^{※2}を充実させていく必要があります。
- 今後、複雑化、多様化する相談に対応するためには、関係機関間の連携を強化する必要があります。また、自ら支援を求めることができない人や相談窓口が分からない人への支援、相談窓口がないことへの対応など、「複合的な課題」、「制度の狭間の課題」に対応していく必要があります。

※1 図上訓練：地図などを用いて大きな災害が発生する事態をイメージして、地域の課題を発見し、災害対応や事前の対策などを検討する訓練。

※2 個別の避難支援計画：避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じた、災害に対する備えや災害時に必要となる支援などを記載した計画。

(3) 市民の意識や課題認識の把握

市民の意識や課題の認識状況を把握するため、次の取組みを実施しました。あわせて、久留米市地域福祉計画推進協議会・久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会の意見をとりまとめました。

① ヒアリング

概要：NPOやボランティア団体など特定のテーマを中心に活動する支援者・当事者団体などを対象に、その団体の活動状況や課題などについて聞き取り調査を行いました。

期間：平成30年（2018年）6月～令和元年（2019年）7月

団体数：54団体（63か所）

② ワークショップ

概要：校区コミュニティ組織など特定のエリアを中心に活動する団体、NPO、ボランティア団体などが集まり、地域の現状や課題解決に向けた取組みについて意見交換を行いました。

期間：平成30年（2018年）12月～令和元年（2019年）6月

開催数：10回（5圏域×2回）

③ アンケート

概要：地域における支え合いの関係性や地域活動の現状などについて把握するため、市政アンケートモニターくるモニを活用して調査を行いました。

期間：平成30年（2018年）12月25日～平成31年（2019年）1月15日

回収状況：305／360（84.7%）

なお、詳細については、資料編P〇～〇に掲載しています。

第3章 課題の整理

「第2章 2 本市の状況」の(1)統計から見た状況、(2)これまでの主な取組みから見た状況、(3)市民の意識や課題認識の把握(ヒアリング、ワークショップ、アンケート、協議会での意見)を踏まえ、地域福祉の推進に向けた課題を整理しました。

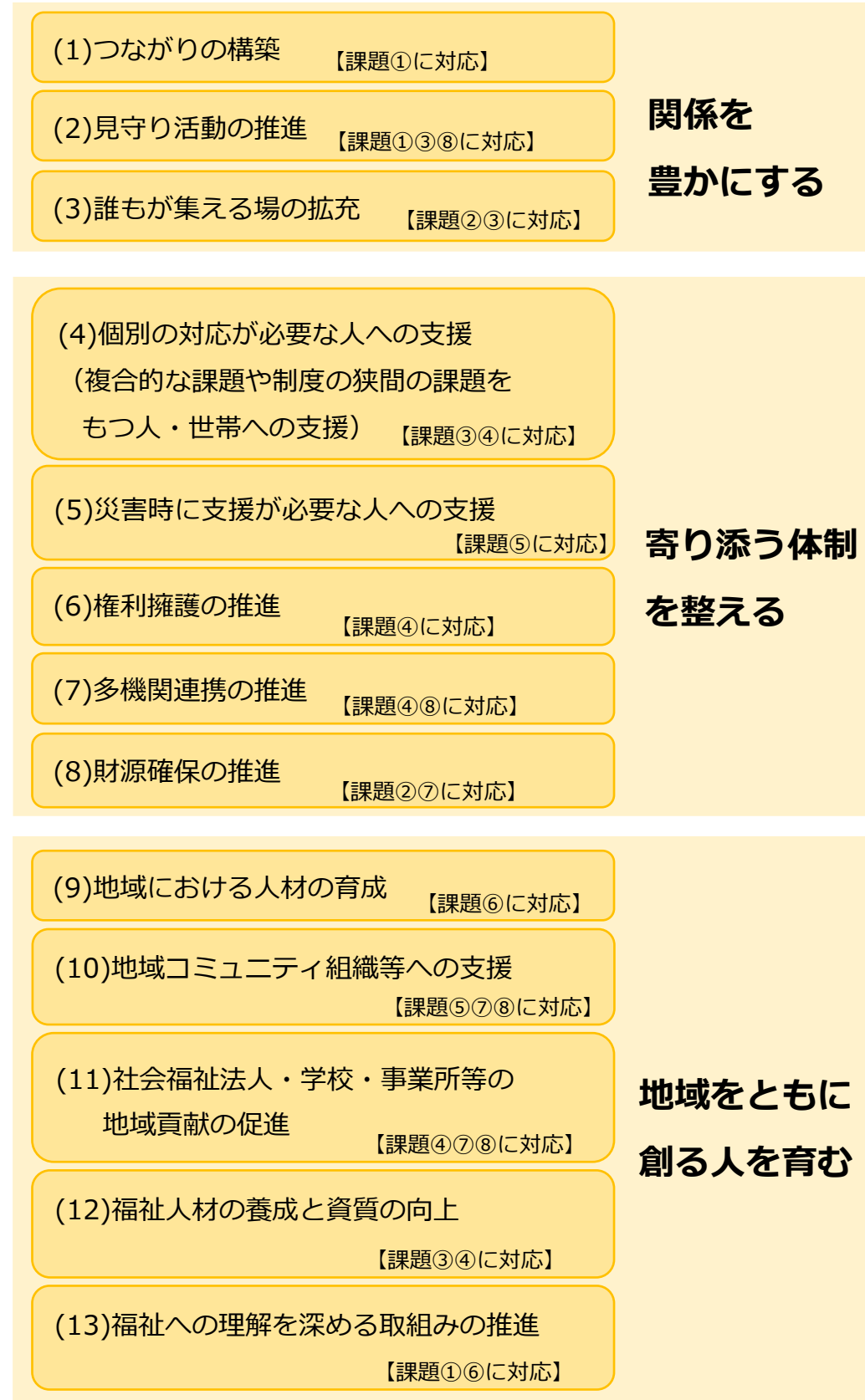
本市の状況から見えること・言えること	<ul style="list-style-type: none"> 近所とほとんど面識がない、関わりたくないと思っている人が1割程度存在している 福祉教育の機会が必要である 困りごとや悩みごとを自分から発信できるような環境が必要である 孤立する人がいないまちを実現する必要がある 自治会への加入を促進する必要がある 	課題①	<p>支え合う意識や つながりの希薄化への 対応が必要</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 悩みや愚痴を吐き出せる場が必要である 当事者家族の息抜き場が必要である 幼少期から高齢者や障害者と交流する機会が必要である 誰もが気軽に集い、交流・意見交換ができる場が必要である 	課題②	<p>誰もが気軽に集える場の 不足への対応が必要</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 同じ経験・境遇の人でなければ、悩みごとを吐き出せない人がいる 近所の人には、悩みごとは話しづらいと思っている人がいる 困ったときに相談できる相手がない人がいる 相談窓口に来ることができない人へのアプローチが必要である 	課題③	<p>相談しづらいことへの 対応が必要</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 複合的な課題が顕在化しているため、関係機関間の連携を強化する必要がある 当事者には制度やサービスがあるが、その家族や周囲の人への支援も必要である 当事者の意思を尊重した支援が必要である 虐待する人をなくす必要がある 複合的な課題に対応できるよう職員(専門職)のスキルの向上が必要である 	課題④	<p>複合的な課題や 制度の狭間の課題等 への対応が必要</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 個別の避難支援計画を充実させていく必要がある 災害時に隣近所で互いに助け合う関係の構築が必要である 避難訓練を定期的実施し、災害に強いまちをつくる必要がある 災害時の支援などについての情報を共有する必要がある 	課題⑤	<p>地域防災力の強化が 必要</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動に全く参加していない人が5割を超えて存在する 地域活動の担い手や後継者が不足している 地域活動を担うボランティアが高齢化している 地域活動では、「支え手」と「受け手」に分かれ、一方の支援関係になっていることが多い 	課題⑥	<p>地域活動等の担い手 不足への対応が必要</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動で高齢者以外への対応を充実させることが必要である 財源の確保が難しく、活動するための資金が不足している 企業や大学と連携する必要がある 専門職と地域住民が連携する必要がある 	課題⑦	<p>地域住民等への支援の 強化が必要</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 必要な情報が適切に入手できない人がいる 情報が入らないことが孤立につながっている 情報が多すぎて悩む人もいる 相談窓口がわからない人がいる 使える制度・サービスを知らない人がいる 	課題⑧	<p>情報が適切に入手 できていないことへの対応 が必要</p>

第4章 施策体系

第3章で整理した課題に対応するため、以下の取組みを複合的に推進し、「関係を豊かにする」、「寄り添う体制を整える」、「地域をともに創る人を育む」ことによって、「支え合うところあふれるまち くるめ」をめざします。

《課題に対応する取組み》

《めざす姿》



支え合うところあふれるまち くるめ

第5章 具体的な取組み等

1 取組みを進めるにあたっての考え方

(1) 自助、共助、公助の考え方

地域福祉を推進するためには、「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点をもとに、地域住民等をはじめ地域に関わる様々な団体、関係機関、社会福祉協議会、行政などが連携し、3つの視点のバランスを保ちながら、それぞれの役割を果たし、取組みを進めていく必要があります。

まず、住民一人ひとりが「自助」の力を高めていくことが求められます。しかし、それは必ずしも人の助けを借りずに自立するということではありません。日頃からあいさつをすることや、困ったときに助けを求めることができる関係をつくっておくことも「自助」にあたります。

また、「共助」の力を高め、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して、地域生活課題の解決を図ることも求められています。

<自助、共助、公助の意味>

自助	自分や家族でできることは自分や家族で取り組むこと
共助	「自助」だけでは解決できないことを地域社会で助け合うこと
公助	「自助」、「共助」で対応できない課題に対応するための公的支援のこと

(2) 地域福祉を推進する「圏域」の考え方

地域福祉を推進する上での「圏域」(範囲)は、隣近所、自治会の区域、校区コミュニティ組織の区域、複数の校区コミュニティ組織の区域、市域など多様であり、地域福祉活動や地域生活課題の内容などによって圏域が異なります。

そのため、地域福祉活動や地域生活課題の内容などに応じて柔軟に、かつ組み合わせながら、圏域を設定する必要があります。

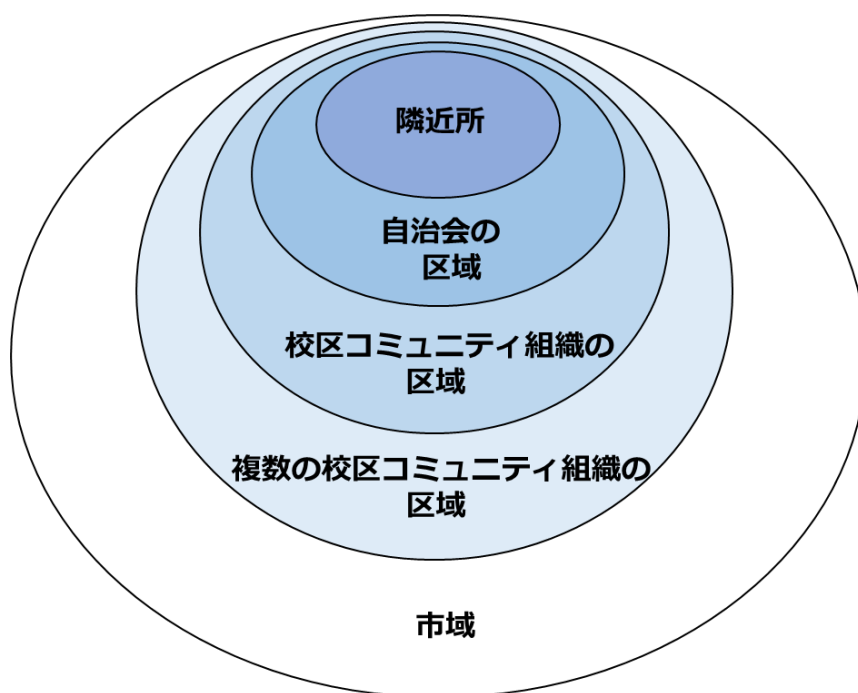
一方で、包括的な支援体制の整備においては、地域住民等による主体的な地域生活課題の把握や解決、相談を丸ごと受け止める体制の整備が求められており、これらは日常生活と密接に関係することから、「住民に身近な圏域」ごとに整備するものとされています。

久留米市では、これまで校区コミュニティ組織の区域ごとにまちづくりが進められてきたことを踏まえ、基本的に、校区コミュニティ組織の区域を「住民に身近な圏域」としています。

ただし、地域福祉活動や地域生活課題の内容などに応じて、複数の校区コミュニティ組織の区域などを「住民に身近な圏域」とする場合があります。

あわせて、「圏域」に捉われない人々のつながりや活動が多く存在していること、また、市域を超えた連携も必要であることなどを踏まえると、取組みの特性からみた「圏域」の考え方も必要です。

<圏域のイメージ>



(3) 各分野に共通する取組み推進の手法

～個別支援の成果や課題を活かした地域づくり

地域力強化による個別課題の早期発見・早期解決～

久留米市の特長として、医療施設や社会福祉施設、支援関係機関などが充実していること（個別支援の充実）と、ふれあいの会をはじめとする校区コミュニティ組織の区域を基盤とする活動やNPOなどによる活動が活発に行われていること（地域づくりの充実）があげられます。

現在も、個別支援と地域づくりが連携して行われていますが、今後、その連携を充実させ、専門職と地域住民等双方の力を高めていくことが必要です。

専門職を中心として行ってきた個別の支援の積み重ねから見えてきた「成果」、「課題」などから「傾向」、「予防策」を見出し、地域住民等に伝え、共有することにより、専門職と地域住民等とが一緒に個別の課題の解決に取り組んだり、課題の発生を予防したりするなど、新たな地域づくりにつながります。

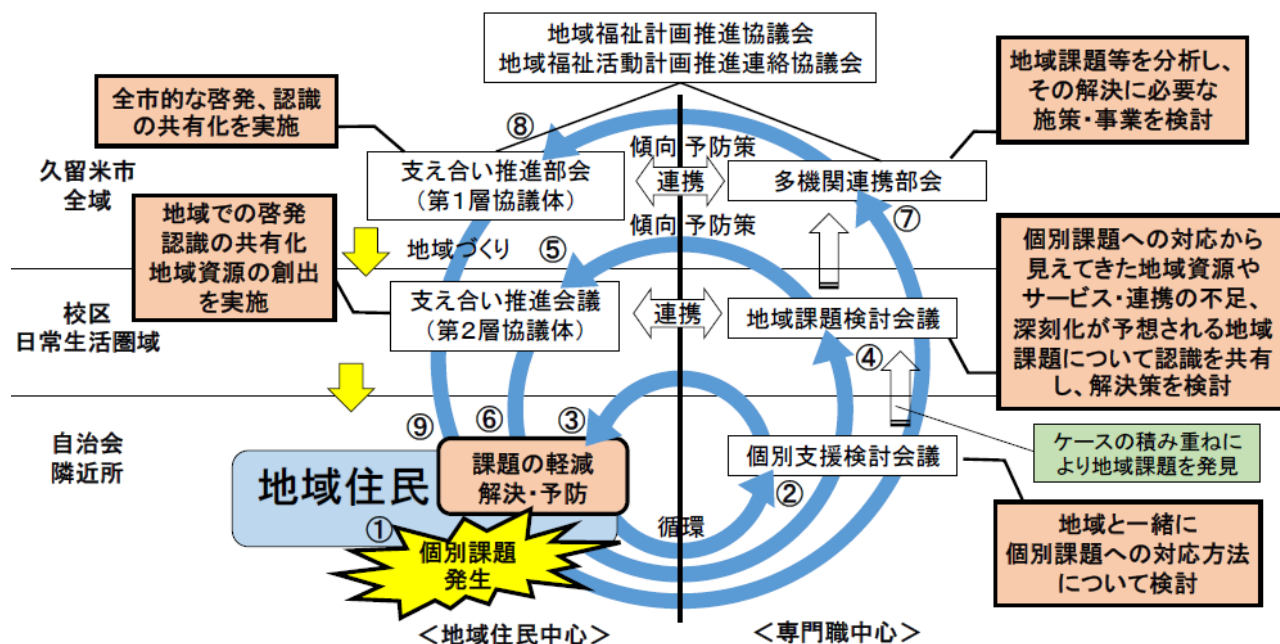
さらに、このような取組みによって、地域住民等のもつ、異変や困りごとに気づく力、支え合う力（課題解決力、地域力）が高められ、地域住民等が早期に周囲の変化に気づき、専門職につなぐことで、課題の早期解決につながります。

これらの動きに多くの専門職と地域住民等が関わり、何度も何度も循環させることで、地域福祉を推進していきます。

なお、取組みの推進にあたっては、人と人とのつながり合いを意識しながら、協働によるまちづくりの視点を持ち、互いの人権及び個性を尊重しつつ、思いやりや支え合うところをもって活動することを基盤とします。

<取組み推進のイメージ>

今後、「地域包括ケアシステム」における「支え合い推進会議」（地域住民中心の動き）と「地域ケア会議」（専門職中心の動き）の関係を全世代・全対象に広げることで、地域福祉を推進していきます。



流れ（上図番号に対応）	事例
① 個別課題発生	認知症の親とひきこもりの子が地域から孤立し、生活に困っていることが判明
② 個別支援検討会議	困りごとを把握した社会福祉協議会や地域包括支援センター、生活自立支援センター、保健所などの専門職が、本人や民生委員・児童委員、隣近所の住民と一緒に、その世帯の困りごとの解決に向けて協議
③ 個別支援検討会議の結果の地域住民との共有	専門職と隣近所の住民が情報を共有することで、専門職は適切なサービス利用を再検討し、隣近所の住民は日頃の声かけを強化
④ 地域課題検討会議	校区内で同様のケースが複数あったため、専門職は、地域の課題として認識し、対応の成果や課題から、傾向や予防策などを分析、検討
⑤ 地域課題検討会議の結果の校区との共有	地域課題検討会議の結果を専門職と地域住民が共有することで、校区の課題として認識され、支え合い推進会議などで校区全体の取組みとして協議
⑥ 校区での協議結果の地域住民との共有	校区で、日頃からの声かけや見守りなどのつながりの強化を重点的に推進
⑦ 多機関連携部会	久留米市内で同様のケースが多くあったため、様々な分野が集まり、多機関連携の仕組みづくりを検討している多機関連携部会で、予防につながる施策や解決策などについて検討
⑧ 支え合い推進部会との共有	多機関連携部会での検討内容を、地域の支え合いの意識の醸成について協議する支え合い推進部会と共有し、住民への広め方を検討
⑨ 市の取組みの地域住民との共有	予防策や解決策などを知ることで、周囲の変化に早期に気づき、行動できる住民が増加

2 成果指標

各課題に対応する取組みにより、本計画のめざす姿である「支え合うところあふれるまち くるめ」にどの程度近づいたかを測る指標として次の4つを設定します。

<全体>

- 地域での支え合いや助け合いが充実していると感じる市民の割合【市民意識調査】

現状(R1)	目標(R7)
〇〇%	〇〇%

<関係を豊かにする>

- 地域での見守り訪問活動件数（ふれあいの会による訪問活動件数）

現状(H30)	目標(R7)
〇〇件	〇〇件

<寄り添う体制を整える>

- 生活自立支援センターの新規相談受付件数

現状(H30)	目標(R7)
〇〇件	〇〇件

<地域をともに創る人を育む>

- 助けを求めることができる人がいる市民・困っている人の相談にのることができる市民の割合【市民意識調査】

	現状(R1)	目標(R7)
助けを求めることができる人がいる市民の割合	〇〇%	〇〇%
困っている人の相談にのることができる市民の割合	〇〇%	〇〇%

3 具体的な取組みの内容

関係を豊かにする

「つながりの構築」、「見守り活動の推進」、「誰もが集える場の拡充」に取り組むことで、関係を豊かにします。

(1) つながりの構築

【支え合う意識やつながりの希薄化】に対応するため、隣近所などの地縁を同じくする人々や、NPO・ボランティアなどの目的を同じくする人々はもとより、興味・関心を同じくする人々などのつながりの構築に取り組みます。また、外国人や性的少数者などの多文化共生や多様性を認める視点、人と人とのつながりを重視する自殺対策の視点を取り入れた支え合う意識の普及・啓発を行います。

地域住民等ができること

- 隣近所の関係を大切にし、困っている人に声をかけ、お互いに支え合います。
- 支え合い推進会議の開催や校区福祉活動計画づくりに努めます。
- それぞれの団体が行っている活動や取組みを周知します。
- 自分の住む地域や活動について関心をもちます。
- 様々な集まりや行事・活動に積極的に参加します。
- 自治会に加入し、周囲の人にも加入を勧めます。
- 社会福祉法人・学校・事業所等は、集える場の提供や助言を行うように努めます。

個別課題から地域の支え合いを考える ～支え合い推進会議～

浮島校区では、認知症の人がひとりで外出し道に迷う事例が起き、今後も増加していく心配がありました。地域でどのように対応していけば良いか、支え合い推進会議で話し合い、まずは、地域住民が認知症を正しく理解する必要があるという意見から、「認知症講座」、「認知症声かけ訓練」が開催されました。

講座では、認知症の正しい理解はもとより、「大丈夫よ」と寄り添うなど、周囲の接し方を変えることで症状が改善する、「大事なことは、認知症を治すことよりも、認知症の人と“共に生きる地域や社会”である」との話がありました。

また、認知症声かけ訓練の参加者からは、「道端で“少し気になる人”がいたら、勇気はあるけれど声をかけて助けたい」という声があがるなど、認知症への理解が進み始めています。

今後も支え合い推進会議では、共に支え合う地域をめざして、地域の実情に応じた様々な取組みを進めていきます。



声かけ訓練の様子

「やってみたい」「これ楽しい」から始まる気づき ～小森野ラボ会～

久留米市内の複数の校区で、様々な年代の人が集まり、自分たちが住む地域のことについて話し合うラボ会が開催されています。何気ない会話から、これやってみたいねとワクワクする日もあれば、参加者の思いがけない悩みに涙する日もあり、地域ならではの情報交換が行われています。



色んな年代が集まるラボ会

そんな中、小森野ラボ会では、「小森野校区だけで生活できるといいね」、「散歩の途中で立ち寄れる本屋さん、パン屋さんがあるといいね」などの声があり、そこから地域の飲食店と連携した“こもりのマルシェ”を企画し、みんなで朝ごはんを食べたり、リサイクルブック市を開催したりしました。

人が集まり、つながったことで、新たな取組みが生まれる。今まで地域との関わりが少なかった人たちが、地域に興味をもち、地域について考えるきっかけとなる。そんな場が久留米市内で増えていくことが期待されています。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 支え合う意識の普及・啓発を図り、市民一人ひとりが役割をもち、様々な人と出会い、交流できるようなきっかけづくりを進めます。
- 支え合い推進会議をとおして、校区コミュニティ組織の区域ごとの各団体の活動や課題について共有し、団体同士の連携を進め、困っている人と支援者の関係づくりを進めます。あわせて、多様な団体とも連携し合いながら、地域課題の解決の取組みを進めます。
- 「くるめ支え合うプラン」との調和を図りつつ、各校区の実情に則した活動が行われるよう、校区福祉活動計画づくり及び見直しなどの支援を行います。
- ボランティア団体・NPO・当事者組織などの活動する上での課題が解消されるよう、各団体の相談を受けたり、合同の学習会を開催したりするなどして、連携できる関係づくりを促し、活動が継続・発展できるよう支援します。
- 課題を抱える当事者同士や住民同士の緩やかなつながりづくり、社会資源※の発見や創出を支援します。

※ 社会資源：問題解決などの目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

久留米市が取り組むこと

- 支え合う意識を普及・啓発するための広報や多様な人々が出会い、交流する各種研修などを実施します。
- 日頃からの近所付き合いの重要性や自治会の必要性の周知、自治会への加入促進、地域活動や地域行事などに関する情報提供、支え合い推進会議への支援などを行い、隣近所などの地縁を同じくする人々のつながりの構築に取り組みます。
- 久留米市社会福祉協議会ボランティアセンター^{※1}や久留米市市民活動サポートセンター^{※2}などと連携し、NPO・ボランティアなどの活動を周知し、交流できる機会を設けることで、目的を同じくする人々のつながりの構築に取り組みます。
- 包括的支援体制構築事業^{※3}などをおして、興味・関心を同じくする人々のつながりを含む、人々の緩やかなつながりの構築に取り組みます。

知り合うことで、活動が活発に

様々な分野で活動する市民活動団体と久留米市、久留米市社会福祉協議会とで、「市民活動の活性化に向けて」意見交換会を行いました。

市や市社会福祉協議会の施策のいいところ、足りないところ、今後必要な視点など、様々な意見が発表されました。

意見交換の目的は、今後の市民活動の活性化施策でそれぞれの団体の強みは何かを考えていくことでしたが、それ以外にも市民活動団体の皆さん同士が顔見知りになるきっかけとなりました。

自分の団体の悩みごとが他の団体が以前悩んだことだったり、自分の団体の不得意なことが他の団体の得意なことだったり、団体同士が知り合うことで自分たちの活動を見直すことができ、市民活動の活性につながります。



意見交換会の様子

- ※1 久留米市社会福祉協議会ボランティアセンター：ボランティア活動の紹介や支援を必要としている人へのボランティアの調整、各種ボランティア講座の開催などを行う組織。
- ※2 久留米市市民活動サポートセンター：ボランティアやNPOの交流やネットワークづくりをはじめ、情報収集・発信、イベントや会議、作業の場の提供、相談への対応など、市民活動の活性化を図る機能をもつ組織。
- ※3 包括的支援体制構築事業：社会福祉法第106条の3の規定に基づき、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりや、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築しようとする事業。

(2) 見守り活動の推進

【支え合う意識やつながりの希薄化】、【相談しづらいこと】、【情報が適切に入手できていないこと】に対応するため、地域における見守り活動を推進します。

地域住民等ができること

- あいさつや声かけを行います。
- あいさつ運動や声かけ運動の促進に努めます。
- 身近な地域での見守り活動を進めます。
- 異変に気づいたら、適切な相談先へ連絡します。
- くるめ見守りネットワークや見守り訪問活動などに参加するよう努めます。
- 社会福祉法人・学校・事業所等は、くるめ見守りネットワークに協力します。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- ふれあいの会などによる身近な地域での見守り訪問活動が高齢者世帯中心から全分野を対象としたものになるよう支援し、お互いに気づき合い、見守り合える関係づくりを支援します。
- 支え合い推進会議をとおして、支え合いの意識を高め、日頃から隣近所で見守り合う関係づくりの充実を支援します。

お互いにあたたかい気持ちになる ～ふれあいの会の活動～

「ふれあいの会」は、久留米市の地域福祉を支える団体の一つです。

昭和60年代よりも前、訪問や見守り活動は民生委員・児童委員だけに頼っていましたが、孤立死の発生をきっかけとして、より身近な人たちで“気にかけていこう”と、組織化され始めたのが「ふれあいの会」です。現在、多くの校区で組織され、ふれあい訪問活動をはじめとした様々な地域活動の担い手として活躍されています。



見守り訪問活動の様子

「来るのを待ってよ」「話すのは楽しかね」と喜ばれると同時に、ボランティアで活動する人も喜びや生きがいを感じ、お互いがあたたかい気持ちになります。

今後も、民生委員・児童委員をはじめ、自治会や校区の各種団体など多様な主体とも連携し、地域住民にとって最も身近なボランティアとして、活躍されることが期待されます。

久留米市が取り組むこと

- 地域住民等による子どもから高齢者までを対象としたあらゆる見守り活動を支援します。
- 地域住民等や事業所の協力を得ながら、地域全体の見守りを行うくるめ見守りネットワークを推進します。

安全で安心して暮らせるまちに

自分たちの住むまちを安全で安心して暮らせるまちにしていこうと、青パト（青色回転灯付パトロール車）による、パトロール活動の輪が広がっています。現在久留米市内では、校区コミュニティ組織や企業、一般社団法人などにより約 50 台の青パトが活躍しています。



地域を見守っている青パト

全国的に犯罪の認知件数は減少傾向にありますが、高齢者や登下校中の児童が被害者になる事件が話題になるなど、地域における見守り活動の重要性は高まっています。

実際にパトロールをしている人にお話を伺うと「自分たちの取組みが、地域の見守り活動や登下校中の子どもたちの安全確保に少しでもつながれば」、「この地域の人たちが、安心して暮らせるまちにしていきたい」とのこと。

久留米市内でも見る機会が増えてきた“青パト”。パトロールをしている人たちの真剣な様子は、とても心強く感じました。

異変に気づいたら連絡を ～くるめ見守りほっとライン～

「ここ 2～3 日電気がついていない」、「チャイムを押しても応答がない」

異変に気づいた住民から久留米市の“くるめ見守りほっとライン”に通報があり、生活支援コーディネーターと連携し、本人の無事を確認しました。両親が亡くなり一人暮らしとなった 40 歳代の男性は、閉じこもり気味で求職中であることがわかりました。

その後、生活支援コーディネーターが定期的に訪問し、関係を築くことで、生活上の困りごとを把握できるようになりました。数か月後、本人の努力と生活自立支援センターや民生委員・児童委員と連携の結果、希望する仕事に就くことができました。

今回のように、ちょっとした異変を感じて通報したことが、自立の一步につながるがあります。

異変に気づいたときには、ぜひ“くるめ見守りほっとライン”にご連絡ください。【電話 0942-30-9339】



新聞が溜まっている郵便ポスト（イメージ）

(3) 誰もが集える場の拡充

【誰もが気軽に集える場の不足】、【相談しづらいこと】に対応するため、誰もが気軽に集える場の拡充に取り組みます。

地域住民等ができること

- 誰もが集える場に気軽に参加し、運営にも協力します。
- 自分が参加したサロンなどを周囲の人に紹介し、つながりの輪を広げるように努めます。
- 誰もが集える場の周知に努めます。
- 社会福祉法人・学校・事業所等は、場の貸し出しなど、誰もが集える場の運営に協力します。

施設もボランティアも“お互いさま” ～中央町みんなのサロン～

庄島校区では、サロンを開設する場所がなく困っており、そのことを、地域の高齢者施設に相談したところ、場所を提供していただけることになりました。そのお礼にと、今度は施設での皿洗いなどをボランティアが行うことになりました。

サロン活動を行う場所がなく困っていたボランティア、慢性的な人手不足に困っていた施設。つながり、支え合うことで“お互いさま”の関係が広がっています。

また、サロンには、施設の利用者も多数参加し、地域の皆さんとの新たなつながりが生まれています。

地域の皆さんと福祉施設など多様な主体が連携することで、支え合う地域づくりが進んでいます。



サロン活動の様子

麻雀で健康に ～津福今雀健（ジャンケン）サロン～



サロン活動の様子

津福校区にあるサロンでは、毎月1回、麻雀を通じた交流が行われています。

これまでは、参加者が50名を超えるサロンが年4回開催されていましたが、女性が多く、男性の参加者はごく一部でした。

そこで、男性が参加しやすく、手と頭を使って健康になろうとふれあいの会の男性メンバーが企画し、麻雀サロンが始まりました。

参加者は、昔から麻雀をしていたという男性が多く、今では、他の自治会からも参加するなど、少しずつ交流が広がっています。

みんな あつまれ ～だれでも集える“ぎおんさんの森食堂”～

孤立しがちな子どもたちに寄り添い、活動しているボナペティは、「子どもの貧困」をテーマにした勉強会をきっかけに、「何かできることはないか」と、ひとり親家庭を支援する団体に手づくりのおにぎりを贈る活動を始めました。

次の年には、学童保育所の子どもたちと一緒に料理をする活動や、生活困窮世帯へ食品を届ける活動に発展しました。

現在は、御井校区において、地域の誰もが気軽に参加できる“ぎおんさんの森食堂”を毎月開催するなど、地域の高齢者や障害者、子どもなど多世代に向けた活動に広がっています。



調理を手伝う子どもたち

帰りにちょっと、寄り道しませんか？

知的障害者の親を中心に障害者の生活支援や啓発活動などを行う久留米市手をつなぐ育成会は、他団体と一緒に、障害があってもなくても誰もが集える場として、毎週水曜日に“すいようカフェ”を開いています。

自由に来て、おしゃべりをしたり、ゲームをしたり、勉強したりと、それぞれが思い思いに過ごしています。「家以外にも居場所があることがありがたい」、「普段交流していない人と話すのは楽しい」と、カフェならではの雰囲気話しやすさを生み出しており、初めての人もすぐに馴染めています。

色々な思いを抱えていても、みんなが楽しく笑える場所、帰りにちょっと、寄り道してみませんか。



写真

みんなが楽しくまあ～るく和になって ～楽し○（まる）カフェ～

誰もが安心してくつろげる居場所「楽し○（まる）カフェ」が田主丸老人福祉センターで開催されています。

毎月1回、100円の参加費でお茶やコーヒー、お茶菓子を食べながら、血圧測定や軽体操、講師によるミニレクチャーなどを楽しんでいます。

参加者の中には、地域のボランティアや、医療・介護の専門職などもいて、くつろいだ雰囲気の中で世間話をしながら、不安や悩みを相談できるように工夫されています。

このような居場所がもっと身近にできるよう、多様な団体などと連携しながら、地域住民の活動を支援していきます。



軽運動の様子

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- いきいきサロンの設置を進め、概ね自治会の区域ごとにサロンができるよう支援します。また、サロンの運営方法を学ぶ機会としてサロン運営者研修などを実施し、世代、性別を問わず参加しやすい、より充実したサロンづくりを進めます。
- 興味や関心を同じくする地域住民同士の緩やかな集いの場を掘り起こし、広く周知することにより、隣近所や顔見知りによる支え合いを進めます。
- NPOやボランティアなどが行う誰もが集える場を把握し、より充実した活動になるよう支援します。

久留米市が取り組むこと

- サロンなどの開設・充実を支援するとともに、様々な人が参画できるよう周知・啓発を行います。
- 同じような悩みや経験をもつ人などが集える場の開設・充実を支援します。

寄り添う体制を整える

「個別の対応が必要な人への支援」、「災害時に支援が必要な人への支援」、「権利擁護の推進」、「多機関連携の推進」、「財源確保の推進」に取り組むことで、寄り添う体制を整えます。

(4) 個別の対応が必要な人への支援

(複合的な課題や制度の狭間の課題をもつ人・世帯への支援)

【相談しづらいこと】、【複合的な課題や制度の狭間の課題等】に対応していく必要があります。

複合的な課題や制度の狭間の課題として、ひきこもりや福祉サービスの利用拒否、8050問題^{※1}、ダブルケア^{※2}、ヤングケアラー^{※3}、犯罪や非行をした人(再犯防止^{※4}・社会復帰)やその被害者、死にたい気持ちを抱えている人、ホームレス等及びそのような人たちの家族への対応などがあげられます。

これらの課題に対応するため、支援を必要とする人・世帯の状況に応じた包括的な支援、伴走型の支援^{※5}の体制整備に取り組みます。

また、アウトリーチ^{※6}の手法も取り入れながら必要な人に必要な支援が行き届く体制の構築に努めます。

※1 **8050問題**: 80歳代の親がひきこもりなどの50歳代の子どもの生活を支えるという問題。

※2 **ダブルケア**: 子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。

※3 **ヤングケアラー**: 病気や障害のある親、祖父母、兄弟などの家族を介護する若年者。

※4 **再犯防止**: 犯罪や非行をした人が社会に戻った後、再び罪を犯さないようにすること。

※5 **伴走型の支援**: その人の人生に寄り添い、周囲との関係を広げながら、地域内での自立した生活の実現まで継続的に支援すること。

※6 **アウトリーチ**: 積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。

地域住民等ができること

- 様々な課題が身近にあることを知り、理解を深めます。
- 周囲の人が抱える課題を、他人事ではなく、我が事として一緒に考えます。
- 専門職や相談支援機関の役割や機能について知るよう努めます。
- 支援が必要だと思われる人・世帯に気づいたら、できる範囲で支援し、適切な相談先へつなぐなどの対応を心がけます。
- 社会福祉法人は、「地域における公益的な取組^{※1}」として、地域や関係団体などと協力して支援に取り組むよう努めます。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 寄せられる地域の様々な相談を受け止め、必要に応じて適切な相談先につなぎながら、課題の解決を図ります。
- 複合的な課題をもつ人・世帯に対しては、多様な相談窓口や福祉サービスに関する情報を提供するとともに、各相談支援機関と協力して切れ目のない支援を行います。
- どの制度にもつながらない「制度の狭間の課題」をもつ人・世帯に対しては、多機関のネットワークにより課題の解決を図ります。あわせて、「断らない相談支援」や伴走型の支援、参加支援^{※2}のできる体制づくりを進めます。
- 住民同士の話し合いの場（支え合い推進会議、ふれあいの会班長会、地区民生委員児童委員協議会など）に参加し、住民間の情報共有、支え合う関係性の育成、課題解決力の向上を図りながら、住民とともに伴走型の支援を行います。
- 日常的な困りごとを早期に解決して、安心した生活が送れるよう、「ふれあい福祉相談所」を運営します。各校区においては民生委員・児童委員^{※3}を「ふれあい福祉相談員」として委嘱し、様々な相談に応じる体制をつくります。

※1 地域における公益的な取組：社会福祉法人に課せられた責務。これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワークなどを活かしながら、地域と連携し、積極的に貢献していくことが求められている。

※2 参加支援：地域社会と関わりがもてるように支援すること。

※3 民生委員・児童委員：厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、それぞれの地域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、見守りや安否確認などを行う人。

○低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付や必要な相談支援を行い、経済的自立、生活意欲の向上及び社会参加の促進を図り、安定した自立生活に向けて支援します。また、久留米市生活自立支援センターやケースワーカー※とも連携して支援します。

気になる人、気にかけている人を“つなぐ”支え合い

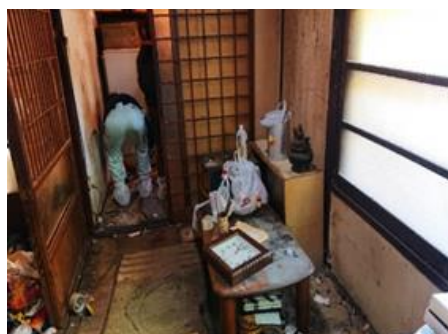
支援のきっかけは地域包括支援センターとケースワーカーから久留米市社会福祉協議会へ相談があったことでした。

気になる人の自宅には大量の物があふれ、介護サービスを使うことができない状況ではありませんでした。

生活支援コーディネーターは相談を受け、自宅を訪問し、本人の意思と現状を確認。「この家に住み続けたい」という思いに寄り添い、地域住民や支援関係機関と協力して自宅を片付けました。

現在、本人は明るくなった自宅で、民生委員・児童委員の訪問支援や介護サービスを利用しながらいきいきと生活しています。

今後も、生活支援コーディネーターは、地域住民と専門職などを“つなぐ”ことで、一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく生活できるように取り組みます。



片づけの様子

※ ケースワーカー：福祉事務所において、家庭訪問・面接・生活指導などを行う人。

久留米市が取り組むこと

- 地域住民等と専門職とが連携し、「個別支援の成果や課題を活かした地域づくり」と「地域力強化による個別課題の早期発見・早期解決」を循環させることで、人と人とのつながりを豊かにし、あわせて、困りごとを抱える人やその世帯を受けとめることができるよう、市民の理解促進に取り組みます。

<生活困窮者の自立支援への対応>

- 生活困窮者が困窮状態から早期に抜け出せるよう、生活困窮者自立支援事業の中核を担う自立相談支援事業^{*1}や家計改善支援事業^{*2}をはじめとした、様々な事業を関係機関と連携して実施します。
- 見守り活動や関係機関などとの連携をとおして、生活に困窮している可能性のある世帯などを早期に発見し、遅滞なく支援につなげるよう、多機関と連携して取組みを推進します。

<居住・就労に課題を抱える人への対応>

- 複合的な課題や制度の狭間の課題をもつ人や世帯は、居住や就労に課題を抱えていることも考えられます。そのため、市営住宅への一時的な入居などの支援を行うとともに、就労支援や事業所などに対する啓発に取り組みます。

<相談に来ることができない人、支援を拒否する人への対応>

- 複合的な課題や制度の狭間の課題をもつ人や世帯は、自ら相談に来ることができなかつたり、支援を拒否したりしていることも考えられます。そのため、見守り活動などのアウトリーチ（訪問型の支援）の体制の強化に取り組みます。あわせて、その人や世帯に寄り添った伴走型の支援、つながりの構築のために地域や関係者を巻き込んだ参加支援ができるよう体制の整備に取り組みます。さらに、つながりの構築や福祉教育^{*3}・SOSの出し方教育^{*4}などによって受援力（必要な時に自ら支援を求めることができる力）の醸成に取り組みます。

<どこに相談していいかわからない人、相談窓口がない人への対応>

○複合的な課題や制度の狭間の課題をもつ人や世帯は、どこに相談していいかわからない、または、相談窓口がないということも考えられます。そのため、「断らない相談や参加支援の機能をもつ分野横断的な総合相談」、「住民に身近な圏域であらゆる相談の入口となる機能」について研究・検討を行います。

なお、現在も、各種相談窓口の設置、多機関の連携や民生委員・児童委員、ふれあいの会などの活動の中でこれらの課題に対応しており、引き続き、これらの取組みの強化・支援に取り組みます。

-
- ※1 **自立相談支援事業**：生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応する相談窓口。生活困窮者が抱えている課題を把握し、支援計画を作成した上で、自立に向けた支援を行う。
 - ※2 **家計改善支援事業**：相談者と一緒に家計収支を見える化し、生活再生に向けた支援を行う。
 - ※3 **福祉教育**：生活や学習の中で、自尊感情や命を大切にすることを学び、「共に生きる力」を育むとともに、体験的な学習を通じて自発的に考え、気づきや理解を深める教育。
 - ※4 **SOSの出し方教育**：子どもが社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへ対応するために、身近にいる信頼できる大人に助けを求めることができるようにする教育。

(5) 災害時に支援が必要な人への支援

【地域防災力の強化】に対応するため、非常時も想定した支え合いの仕組みづくりを推進します。

地域住民等ができること

- 普段から家庭や地域でコミュニケーションをとり、災害、防災について話し、防災意識を高めます。
- 自分や家族の日常を踏まえ、避難経路や避難場所、避難判断マップ※などを確認します。
- 災害時に自力や家族などの支援による避難が困難な場合は、避難行動要支援者名簿に登録します。
- 自主防災組織を結成し、自主防災活動の推進に努めます。
- 避難訓練や図上訓練の実施に努めます。
- 避難行動要支援者は、避難訓練や図上訓練に参加するよう努めます。
- 災害時に避難行動要支援者の支援活動が円滑に行えるよう、個別の避難支援計画の策定に協力し、様々な機関と連携します。
- 災害が起こった場合は、身を守ることを第一に、協力し合います。
- 積極的にボランティアに参加します。
- 社会福祉法人・学校・事業所等は、自主防災活動の推進に努めるとともに積極的な人的・物的・金銭的支援に努めます。

避難行動要支援者名簿を活用した地域づくり

きっかけは、平成 27 年、28 年に校区全体で行った図上訓練でした。

東国分校区では、防災士や自治会役員、民生委員・児童委員など、地域の避難支援を担当する人たちが中心となって、避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練を行い、災害時に一人で避難することに不安がある人の支援体制づくりを進めています。

この取組みが継続的に行われることで、校区全体の防災意識が向上し、災害時の避難支援がスムーズになることはもとより、日ごろの見守りが自然と行われるなど地域のつながりが一層強まることが期待されています。



図上訓練の様子

※ 避難判断マップ：大雨により河川が氾濫したときの浸水想定区域を示したもの。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 災害時の支援が円滑かつ迅速に進むよう、避難行動要支援者名簿を活用した見守り訪問活動を促すなどして、日頃からの支え合いの活動を進めます。
- 災害ボランティア活動団体や個人ボランティアを登録し、あわせて市内大学、専門学校などと協定を締結し、災害時のボランティア協力体制づくりを進めます。
- 避難行動要支援者が、安心して避難できるよう、行政や地域、関係機関・団体などと協力し、要支援者の避難支援計画を作成し、災害時に避難支援が行える体制づくりに努めます。
- 災害発生時、各校区社会福祉協議会※と連携して被害状況の把握に努め、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、被災者支援を行います。
- 災害ボランティアセンター設置運営訓練においては、地域住民や大学と連携して訓練を実施します。また、災害ボランティア入門講座や災害ボランティアセンター運営に関する職員研修を実施し災害対応スキルの向上を図ります。

いざというときに、「助けて」と言えるように ～災害時の支援～

「自分は高齢で、妻は車いすを使用している。災害が起こったときの避難が心配だ」という相談がありました。

災害時にどのような行動や準備が必要なのかを考えると、自力での避難は難しいことがわかりました。

そこで、本人たちや生活支援コーディネーター、地域住民、ケアマネジャー、民生委員・児童委員など関係者が集まり、安心して避難する方法を話し合いました。本人たちに近所づきあいがあったこともあり、避難が必要なときには、隣近所の人が声をかけ、一緒に避難しようということになりました。

その後、実際に大雨が降ったときには、話し合いに参加した人から、避難の声かけなどが行われ、支え合いの輪が広がっています。



災害時に備えて必要なものを考えているところ

※ 校区社会福祉協議会：校区コミュニティ組織の区域ごとに組織され、地域福祉の推進を図ることを目的に、多様な団体と連携し、小地域ネットワーク活動をはじめとした様々な活動に取り組む団体。

久留米市が取り組むこと

【地域防災計画（総則・災害予防編）関係】

- 災害の防止対策に取り組みます。
- 防災拠点施設や市民への情報伝達手段の整備に取り組みます。
- 市民との協働による地域防災力の向上に取り組みます。
- 防災対策組織の強化に取り組みます。
- 避難環境の整備に取り組みます。
- 避難行動要支援者支援体制の強化に取り組みます。
- 災害時の連携体制の構築に取り組みます。
- 災害ボランティアとの連携体制の構築に取り組みます。
- 応急対策のための環境整備に取り組みます。

(6) 権利擁護※の推進

【複合的な課題や制度の狭間の課題等】に対応するため、権利利益を擁護する仕組みづくりを推進します。

地域住民等ができること

- 相手の立場になって考えます。
- 虐待などの人権侵害に気づいた場合は、適切な相談先へ連絡します。
- 後見人や福祉・医療関係者などと協力して見守りを行います。
- 権利擁護に関する情報発信に努めます。
- 社会福祉法人・学校・事業所等は、異変に気づいた場合は、適切な機関へ連絡します。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 認知症や知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分となった人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、制度のわかりやすい周知に努めます。また、他に適切な成年後見人などが得られない人に対し、市社会福祉協議会が成年後見人などになる法人後見業務を行います。
- 成年後見制度を適切に利用できるよう、関係機関と連携しながら制度の普及・啓発、利用促進に努め、あわせて相談・支援などを行います。また、将来的に市民が後見業務の新たな担い手として活躍できるよう、市民後見人養成講座やフォローアップ研修を開催します。
- 認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や、お金の管理に困っている人に福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援を行います。
- ふれあいの会による見守り訪問活動などを通じて、高齢者や障害者、子どもに対する虐待や配偶者による暴力、いじめなどの早期発見ができるよう、周知・啓発を行います。

※ **権利擁護**：対象となる人の権利をかばい、守ることを指す用語で、一般には、権利が侵害されている状態からの脱却をめざすときに使われる。

すべての人が安心できるくらしのために ～成年後見制度～

久留米市社会福祉協議会では、法人として成年後見人などの役割を担う“法人後見事業”を行っています。

本会が福祉施設入所の話が進んでいる人の成年後見人を受任しました。しかし、本人に何度もお会いして話をするうちに、本当はこれまで通り自宅で生活したいという思いがあることが分かりました。本人の思いを実現するために、成年後見人として関わり、ヘルパーによる支援を充実させたことで、今も自宅での生活を続けています。多少の不便があっても、その生活に本人は納得しており、家族や支援者も本人の生活を支えることができています。

このように障害や認知症などで自分の意思を伝えることが難しい人でも、後見人が本人の思いを尊重し、耳を傾け、地域の人や民生委員・児童委員、医療・福祉の関係者など様々な支援者と協力することにより、自分の生活を自分で選び、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようになります。



成年後見センターでの相談の様子

久留米市が取り組むこと

- 高齢者や障害者、子どもに対する虐待や配偶者による暴力、いじめなどについて、未然に防ぐことを目的とした啓発、見守りなどによる早期発見、通報先の周知を行い、関係機関と連携して適切な対応ができるよう取り組みます。
- 認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人の権利や財産を保護し、支援するため、成年後見制度の普及・利用促進に取り組みます。
- 成年後見センターを中心とした成年後見制度の広報・啓発、相談の機能に加え、地域連携ネットワーク^{※1}のコーディネートを担う「中核機関」の設置に向けた取組みを進めることで、後見人支援や受任者調整^{※2}などの機能を整え、意思決定支援^{※3}・身上保護^{※4}を重視した後見活動を支援する体制づくりに努めます。
- 成年後見人の新たな担い手として、市民後見人の育成や受任に向けた体制整備、受任後のフォローアップ体制の整備に努めます。

※1 地域連携ネットワーク：成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。

※2 受任者調整：利用者がメリットを実感できる後見人等が選任されるように、申立の妥当性やあり方、求められる業務、本人との相性などを検討する仕組み。

※3 意思決定支援：認知症や障害により、判断能力が不十分であっても、その能力を最大限に活かして日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるように行う支援。

※4 身上保護：定期的な訪問や病院、介護保険の手続きなど、被後見人の生活、治療、療養、介護などに関する法律行為を行うこと。

(7) 多機関連携の推進

【複合的な課題や制度の狭間の課題等】、【情報が適切に入手できていないこと】に対応するため、多機関が連携し、支援する体制づくりを推進します。

あわせて、専門職と地域住民等とが連携できる仕組みづくりに努めます。

地域住民等ができること

- 誰もが地域で安心して生きがいをもって暮らすためには、専門職と地域の連携が必要であることを認識します。
- 他の地域住民等や専門職と知り合い、連携できる関係をつくります。
- それぞれの機関の役割を把握して、顔の見える関係づくりに努め、お互いに協力します。
- 課題を共有し、解決に向けて協議をする場を設けるよう努めます。
- 社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行えるよう、他の事業所や地域などとの顔の見える関係づくりに努めます。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 分野を超えた相談支援機関・多機関との協力し合える体制を整えることで、重層的な支援体制づくりを進め、困りごとを解決できる総合相談機能の強化を図ります。
- 個別課題を包括的に受け止め、断らない相談支援体制を整えるため、各相談支援機関をつなぐコーディネーターの役割を強化します。
- 課題を抱える当事者同士や関係者などの校区コミュニティ組織の区域を越えた緩やかなつながりの形成など多様な協力関係づくりを支援し、「複合的な課題」や「制度の狭間の課題」の解決を図ります。

久留米市が取り組むこと

- 多機関連携部会などと連携しながら、多機関連携の必要性を周知・啓発し、地域住民等と専門職の顔の見える関係の構築に取り組みます。
- 「個別支援の成果や課題を活かした地域づくり」と「地域力強化による個別課題の早期発見・早期解決」を循環させる仕組みを作ることで、多機関の連携及び地域住民等と専門職の連携を促進します。

見つけよう。新しい“つながりのカタチ” ～多機関連携部会研修会～

近年、社会情勢が変化し、個別の制度では対応できない制度の狭間の課題が増えてきています。

「自分たち（一つの分野）だけでは解決できない」、「他の分野の人に相談したい」などの専門職の声を受けて、“顔の見える関係づくり”をめざした多機関連携部会研修会を開催しました。

研修会では、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者などの支援関係機関が一堂に会し、「地域を基盤とした多機関連携を考える」をテーマにした講演の後、担当圏域ごとにわかれ、困りごとや普段聞けなかったことなど率直な意見交換が行われました。

参加者からは、「顔見知りになれたことで相談しやすくなった」、「お互いの業務を知ることができ、困ったときには相談したい」など前向きな意見が多くありました。

今後は、専門職だけでなく、地域の皆さんも一緒に集まり、顔の見える関係を構築し、様々な課題の解決に取り組んでいきます。



圏域ごとの意見交換の様子

(8) 財源確保の推進

【誰もが気軽に集える場の不足】、【地域住民等への支援の強化】に対応するため、地域住民等が地域福祉活動を実施、継続できるよう、活動資金調達のスキル習得支援や共同募金※運動の推進などを行います。

地域住民等ができること

- 共同募金が、地域の課題に柔軟に対応するための民間社会福祉活動の財源であることを理解し、募金活動に協力します。
- 誰もが集える場を継続的に運営できるよう、自主財源の確保について検討します。
- 企業協賛やインターネットを活用した資金調達などの財源確保の方法について学び、実践を試みます。
- 活動内容などについて、周囲の人に広く伝え、活動の支援者を増やします。
- 募金などに協力いただいた人・団体などに、使途などをフィードバックし、理解促進に努めます。

「もったいない」を「ありがとう」へ ～フードバンクくるめ～

格差の拡大による生活困窮者が増加する一方で、品質に問題がないにも関わらず、包装の傷みや商業のルールなどで、市場に流通できなくなった膨大な量の食品が廃棄されています。

企業や農家・団体・個人などから寄贈された食品を子ども（地域）食堂、生活困窮家庭、社会福祉施設に無償で提供することで、地域で食品ロスと貧困の架け橋となっているフードバンクくるめは、さらなる事業拡大に向けて、補助金やクラウドファンディングを活用して資金を調達し、業務用冷蔵庫などを購入してきました。

どのボランティア団体も財源確保が課題となっている中で、今後は補助金だけでなく、クラウドファンディングなど新たな資金調達が必要になってきています。

代表者は、「誰も目の前に溺れている人がいたら助けると思います。しかし、生活困窮者には支援の手が届きにくいのが現状です。今後も多種多量の食品を集め、支援者と支援先の輪を拡げていきたい」と話されました。



食品仕分けの様子

※ 共同募金：都道府県の区域を単位として、毎年1回厚生労働大臣の定める期間内に限って行う募金。集まったお金は、同じ都道府県内で地域福祉活動や災害時の支援に役立てられる。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 福岡県共同募金会における久留米市支会事務局を担い、また、校区分会との連携により、共同募金運動を進めます。共同募金活動を充実させ、適正に配分し、あわせて周知・啓発に努めます。
- 地域活動を通じた自主財源の確保や有償型※の生活支援サービスについて情報を集め、提供し、その活動を支援します。
- 資金調達の手法や先進的な事例などについて情報を集め、その体制づくりについて検討し、あわせて寄付文化の醸成を図ります。

キーワードは「WIN&WIN&WIN」 ～寄付つき商品～

福岡県共同募金会久留米市支会では、地域福祉推進のための財源確保の新たな取組みとして、共同募金会と企業などが連携した、寄付つき商品の開発に取り組んでいます。

ある企業では、取り扱う自賠償保険が契約または更新されたとき、1件につき100円ずつの合計200円を共同募金会と久留米市社会福祉協議会に寄付されています。

「寄付つき商品」は、企業は社会貢献事業として、購入者は募金として、共同募金会は地域福祉事業の財源として、すべてにメリットがある「WIN&WIN&WIN」な取組みです。

参加協力いただける企業を募集しています。



赤い羽根共同募金
募金百貨店プロジェクト

久留米市が取り組むこと

- 包括的支援体制構築事業などを通して、寄付文化の醸成や自主財源の確保に関する情報提供、新たな社会資源の創出に向けた社会福祉法人・学校・事業所等への働きかけを推進します。
- 資金調達の手法や先進的な事例などについて情報を集め、有効な手法などについて検討を行います。

※ 有償型：無償のボランティア活動などに対して使われる言葉で、サービスなどを受ける人が活動にかかる実費、またはその一部を支払うかたちのこと。労働や請負、受託などと区別して使用される。

地域をともに創る人を育む

「地域における人材の育成」、「地域コミュニティ組織等への支援」、「社会福祉法人・学校・事業所等の地域貢献の促進」、「福祉人材の養成と資質の向上」、「福祉への理解を深める取組みの推進」に取り組むことで、地域をともに創る人を育みます。

(9) 地域における人材の育成

【地域活動等の担い手不足】に対応するため、地域とつながり、主体的に地域福祉活動などに参画する人の育成に取り組みます。

地域住民等ができること

- できる範囲で自分に合った活動に参加します。
- 各種研修などに主体的に参加します。
- どんな地域活動やボランティア活動などが行われているかの把握に努めます。
- 周囲の人を誘って様々な集まりや行事・活動に参加します。
- 活動内容や活動の楽しさ、やりがいなどを周囲の人に伝える努力をします。
- 活動内容の伝え方を工夫します。
- 幅広い人脈やネットワークづくりに努めます。
- 社会福祉法人・学校・事業所等は、利用者・学生・被雇用者などが地域の活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

校区の将来をみんなで考えよう ～生活支援ボランティア養成講座・座談会～

大橋校区では、支え合い推進会議の取組みの中で、支え合いについて関心がある人や、「できることを無理なくしていきたい」「日常の声かけから始めていきたい」といった前向きな思いをもっている人が多いことが分かりました。

そこで、新たな担い手を募ることを目的とした“生活支援ボランティア養成講座”を実施し、さらに実際に活動できる人を対象とした“座談会”を開催しました。



座談会での発表の様子



座談会での話し合いの様子

“座談会”では、自治会ごとにグループに分かれ、意見交換しました。「まずは、住民同士が顔馴染みの関係になること、さらには『助けて』と言い合える関係になることが大事」など、具体的な意見が出され、活発な協議の場となりました。

生活支援ボランティア団体の立ち上げに向けて、できることから進めています。

ボランティア活動のサロンへの展開

近年、「ボランティアの成り手が少ない」と言われる中で、新たに二つのボランティア団体が結成されました。

くるめ蕎麦打ち迷人の会とかっぱコーヒーの会は、ボランティア活動をしたいけれど、なかなか活動に踏み出せなかった人たちが、蕎麦やコーヒーを通して地域貢献するために立ち上げた団体です。



つつじマーチでコーヒーのふるまい

主に地域で開催されている「いきいきサロン」や各種イベントの参加者に楽しんでもらおうと活動しています。

ボランティアの皆さんは、日々練習や話し合いを重ねており、参加者の笑顔を自分の生きがいに換え、今後も地域とともに活動していきます。



サロンで蕎麦打ち体験

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域には、新たな担い手になり得る住民や地域での活動や活躍を望む住民がいることに着目し、新たな人材の育成・確保に取り組めます。
- 地域住民の役割を「支える側」と「支えられる側」に分けず、本来、その両面を合わせもっていることに留意し、多様な人材の育成・確保に取り組めます。
- 地域の実情に合ったボランティアスクールを開催できるよう支援し、より多くの地域住民等が地域福祉活動に対する理解を深めるきっかけとします。
- 校区社会福祉協議会活動の充実を図り、地域住民を取り巻く課題の複雑化、多様化に対応していくために、校区社会福祉協議会連合会と連携しながら、各校区の社会福祉協議会間の意見や情報を交換します。
- ふれあいの会会長研修などの機会をとおして、各校区のふれあいの会会員を増やすための取組みを紹介し、新たな人材の確保を支援します。
- 各種ボランティア養成講座を実施し、参加者の福祉意識を高めるとともに、ニーズに即したボランティアグループの組織化や個人の活動のマッチングを通じて、地域で活躍できる人材を養成します。
- ボランティア団体間の連携・協働を促進するため、ボランティア連絡協議会の運営支援を行います。
- ボランティア団体に対して、相談支援や財政的支援を行います。

久留米市が取り組むこと

- 日頃からの近所付き合いの重要性や自治会の必要性の周知、自治会への加入促進、地域活動や地域行事などに関する情報提供、支え合い推進会議への支援などを行い、担い手の育成・確保を支援します。
- 各種担い手の養成講座や久留米市市民活動サポートセンターによる市民活動や地域活動の活性化などにより、担い手の育成・確保を支援します。
- 包括的支援体制構築事業などを通して、人々の緩やかなつながりの中から担い手が育つよう支援します。
- 「個別支援の成果や課題を活かした地域づくり」と「地域力強化による個別課題の早期発見・早期解決」を循環させ、地域住民等の課題解決力を向上させることで、担い手の育成・確保につながるよう取り組みます。

(10) 地域コミュニティ組織等への支援

【地域防災力の強化】、【地域住民等への支援の強化】、【情報が適切に入手できていないこと】に対応するため、地域コミュニティ組織等が地域福祉活動を推進しやすい環境の整備や活動の支援に取り組みます。

地域住民等ができること

- 様々な集まりや行事・活動に積極的に参加します。
- 主体的な地域活動の実施に努めます。
- 自治会への加入を促進します。(加入しやすい自治会と参加しやすい自治会活動をめざします。)
- 子どもたちへ地域や自治会の大切さを伝えます。
- 社会福祉法人・学校・事業所等は、地域コミュニティ組織やNPO、ボランティアなどの活動に関心を持ち、協力を努めます。
- 社会福祉法人・学校・事業所等は、利用者・学生・被雇用者などが、地域コミュニティ組織やNPO、ボランティアなどの活動に関心をもつよう、啓発に努めます。

引っ越してきた世帯との関係づくり ～三潞校区早津崎自治会の取組み～

三潞校区早津崎自治会の区域は、その立地の良さも手伝って、転入者が多い地域です。自治会に加入した転入者が早く地域に馴染み、地域に愛着をもってもらえるよう、初めての自治会の総会のときには、なるべく家族全員で参加してもらい、自己紹介などをして、「早津崎産のおいしい米」を贈っています。

このような工夫から、地域の子どもと大人が明るくあいさつを交わし合う地域となり、地域の清掃活動のときには家族全員で参加する世帯もあるとのこと。

自治会加入をきっかけとして、地域の人と人が“顔の見える関係”でつながり、日常生活の中で何気ない支え合いが行われています。

この関係が、日常生活だけでなく、災害時の支え合いにもつながることは言うまでもありません。

写真

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 校区社会福祉協議会に共同募金を財源とした活動費を補助することで、安定的な運営を支援するとともに、住民主体の活動を進めます。

- 久留米市社会福祉協議会ボランティアセンター運営とボランティアコーディネーター配置により、ボランティアが活動しやすい環境の整備に取り組みます。
- 「支え合い推進会議」などの運営を支援します。
- 地域における支え合い意識の醸成及び地域福祉活動の充実や新たな活動づくりに向けて地域の実情に則した取組みなどを支援します。

久留米市が取り組むこと

- 各種研修などの実施や相談支援体制を整えることで、知識・スキルの向上や活動における不安を解消し、活動しやすい環境の整備を推進します。
- 日頃からの近所付き合いの重要性や自治会の必要性の周知、自治会への加入促進、地域の実情に則した地域活動や地域行事などに関する情報提供、支え合い推進会議への支援などを行い、活動しやすい環境の整備を推進します。
- 久留米市市民活動サポートセンターによる市民活動や地域活動の活性化などにより、活動しやすい環境の整備を推進します。
- 市民活動・絆づくり推進事業や包括的支援体制構築事業などを通して、人々のつながりを構築し、活動しやすい環境の整備を推進します。
- 「個別支援の成果や課題を活かした地域づくり」と「地域力強化による個別課題の早期発見・早期解決」を循環させる中で、地域住民等と専門職との連携を図り、活動しやすい環境の整備を推進します。

補助金をきっかけに活動が広がる

久留米市では、市民の皆さんとの協働によるまちづくりを進めるため、久留米市市民活動・絆づくり推進事業で市民活動団体に対する財政的支援を行っています。

多胎児育児を支援している「ツインズクラブ」は、この補助金を活用し、ふたごやみつごを育てる家庭の保護者同士の交流を行っており、多胎児育児の悩みが少しでも軽くなるように活動しています。



ツインズクラブの皆さん



ギャンブル依存症についての研修会

また、「全国ギャンブル依存症家族の会福岡」はギャンブル依存症に悩む家族からの相談を受けたり、ギャンブル依存症についての予防啓発に取り組んだりしています。行政だけでは、市民の細やかなニーズに対応することは難しいため、市民活動団体を財政的に支援することで、新たな活動が芽生えたり、既存の活動が発展したりするなど、様々な分野に活動が広がり、協働のまちづくりが進んでいきます。

(11) 社会福祉法人・学校・事業所等の地域貢献の促進

【複合的な課題や制度の狭間の課題等】、【地域住民等への支援の強化】、【情報が適切に入手できていないこと】に対応するため、社会福祉法人・学校・事業所等が主体的に地域福祉活動をはじめとする地域貢献活動に取り組めるよう働きかけを行います。

地域住民等ができること

- 社会福祉法人・学校・事業所等とともに取り組みたいことを提案します。
- 社会福祉法人・学校・事業所等は、貢献できることの情報発信に努めます。
- 社会福祉法人・学校・事業所等は、地域と顔の見える関係をつくり、協働します。

遊んで、食べて、みんなが笑顔 ～大学と地域の連携～

「もう1回やりたい」、「焼きそば美味しい」

御井校区コミュニティセンターで、久留米大学の学生たちが企画した子ども食堂が開催されました。

小学生が大学生と楽しく過ごす夏休みの思い出づくりをコンセプトに“おもいで食堂”と名づけ、学生たちが縁日にありそうなゲームや食べ物を考え、子どもたちに喜んでもらえるよう、すべて手づくりで準備しました。



射的で遊ぶ子どもと大学生

御井小学校の協力のもと、当日は多くの子どもが集まりました。食事は、様々な団体から寄付していただいた野菜やお米を使い、また、大人数の食事をつくったことがない学生たちは、御井校区ふれあいの会の会長の協力を得て、焼きそばとおにぎりを調理しました。

大学生と小学生がともに遊び、同じごはんを食べ、笑顔あふれる一日となりました。大学が地域とつながることで、新たな出会いや居場所づくりのきっかけとなることが期待されています。

サロン×移動販売

江上校区では、「店が遠くて買い物に行けない」、「買ったものが重くて運べない」など、高齢者の困りごとが挙がっていました。

そこで、「高齢者が集う場」と「買い物支援事業」を組み合わせたのが金曜サロンです。毎月第4金曜日に江上校区コミュニティセンターで開催され、移動販売車が訪れると、多くの住民でにぎわっています。

住民の困りごとと、力になりたいという事業所の思いがつながり、新しい支え合いが生まれました。

今後は、地域住民だけでは解決できない困りごと、まちの商店などと協力して、支え合いの仕組みづくりを進めていきます。



買い物を楽しむ住民

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 社会福祉大会の機会を活用して、地域貢献した企業や社会福祉法人などを表彰し、地域福祉活動の優れた取組みを発信し、広めます。
- 「ライフレスキュー久留米連絡会※」の事務局を担い、社会福祉法人の相互の連絡調整や交流を図り、「地域における公益的な取組」を促します。
- 社会福祉法人・学校・事業所等と地域コミュニティ組織などが、連携して地域活動に取り組むことができるよう働きかけます。

あなたの「困った」をみんなで助けます ～社会福祉法人の取組み～

近年、社会情勢の変化により、生活困窮、孤立死、DVなど、制度だけでは対応できない課題を抱える人も少なくありません。

社会福祉法人で組織するライフレスキュー久留米連絡会では、制度の狭間で困っている住民の困りごとが解決できるように社会福祉法人同士が協力・連携する社会貢献の取組みを行っています。

生活環境の改善が必要な40歳代の一人暮らしの男性の事例では、社会福祉法人が協働して、自宅の環境を整えました。

その後は、本人が清潔な環境を維持し、少しでも元気に生活できるよう、各法人からの生活品の提供や就労のための施設見学などの支援を行ってきました。

今後も、制度の狭間の課題を抱える人に対し、社会福祉法人の専門性や強みを活かしながら支援し、さらには地域の団体との連携やネットワークを構築していくことをめざしていきます。



自宅の環境整備の様子



生活品受入れの様子

※ **ライフレスキュー久留米連絡会**：久留米市内の社会福祉法人の相互の連絡調整、交流及び地域の公益的な取組への協力等を図り、地域福祉の推進、施設福祉の充実・発展を目的としており、これに賛同する社会福祉法人を会員とする組織。

久留米市が取り組むこと

- 社会福祉法人・学校・事業所等に対して、地域とともに歩むことの必要性などについて周知し、地域生活課題の解決に向けた社会資源の創出や保有する知識・スキル・ノウハウなどを活かした地域貢献活動を促進します。
- 社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」を周知・啓発し、その支援に取り組めます。

(12) 福祉人材の養成と資質の向上

【相談しづらいこと】、【複合的な課題や制度の狭間の課題等】に対応するため、福祉を担う人材の養成・福祉分野への就業促進・継続就労支援などに取り組みます。

また、多様・複雑・高度化する福祉ニーズに的確に対応するための専門的な知識を習得できるよう支援します。

地域住民等ができること

- 各種研修などに声をかけ合って参加し、知識の向上に努めます。
- 福祉の仕事の必要性・重要性を理解します。
- 福祉の事業所・施設などは、地域との交流や連携に努めます。
- 福祉の事業所・施設などは、各種研修などの開催や事業所間の情報共有によって、職員のスキルの向上を図ります。
- 福祉の事業所・施設などは、施設の様子や活動を広報し、人材確保に努めます。
- 福祉の事業所・施設などは、実習生を積極的に受け入れます。
- 福祉の事業所・施設などは、継続的に就労できるよう職場の環境整備に努めます。

よりよい介護サービスが提供できるように

久留米市及び近郊の介護事業者が集まって設立された久留米市介護サービス事業者協議会では、介護サービス事業所職員の知識や技術の向上、職員定着率の向上をめざし、様々な研修を行っています。

「介護現場におけるコミュニケーションの基本について学べた」、「振り返りができ、現場で使える知識や技術を得られた」など、研修の場で得られたものが、日ごろのサービスの質の向上につながっています。

介護現場における人材不足が大きな課題となっていますが、こういった研修の場が、介護の仕事への不安を減らし、介護の職場の魅力を発信する場となり、新たな人材の発掘（職員の定着）につながっています。



研修会の様子

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 無料職業紹介事業（福祉人材バンク）を実施し、福祉分野で働きたい人（求職者）と人材を求める事業所（求人事業所）を結びつけ、福祉の仕事に就いてもらえるように、福祉の仕事説明会（就職フェアなど）を実施します。
また、幅広い人びとが福祉への理解を深め、関心をもってもらえるよう、福祉入門講座、学校訪問などを実施し、次代を担う子どもたちの福祉へのイメージが向上するよう努めます。
- 社会福祉法人やNPOなど福祉に携わる関係者のスキルアップにつながる学習機会の確保・提供に努めます。
- 久留米市社会福祉協議会職員の人材育成強化を図るため、人材育成計画に基づき、専門知識と人権感覚を備えた優れた人材の育成及び確保に努めます。

久留米市が取り組むこと

- 福祉を担う人材の養成・福祉分野への就業促進のため、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、継続的に就労できるよう、事業所などに対して職場環境の改善について働きかけます。
- 各種研修などの実施や相談支援体制を整えることで、専門職のスキルの向上を支援します。また、事業所などの適正運営を推進することにより、質の向上を支援します。
- 「共生型サービス※」の拡充に向けて、福祉の事業所・施設などへの周知・啓発、福祉を担う人材のスキルアップを推進します。
- 専門知識と人権感覚を備えた久留米市職員の育成に努めます。

※ 共生型サービス：「介護保険」と「障害福祉」どちらか一方の制度指定を受けている事業所が両方の制度の利用者に同じ空間で一緒に過ごせるよう、一体的にサービスを提供すること。

(13) 福祉への理解を深める取組みの推進

【支え合う意識やつながりの希薄化】、【地域活動等の担い手不足】に対応するため、福祉への理解を深める取組みを推進します。

地域住民等ができること

- 一人ひとりの生活を認め合います。
- 各種研修などに周囲の人を誘って参加し、人権や地域、福祉に関する理解を深めます。
- 年齢や性別、障害の有無や国籍、生育環境や経験に関わりなく、様々な人と交流し、思いや体験の共有に努めます。
- 家庭内で人権や福祉について考え、意識を高めます。
- 多様な人や団体と連携しながら、既存の活動や行事などを活用し、福祉教育の推進に努めます。
- 社会福祉法人・学校・事業所等は、福祉教育の実施・推進に努めます。

福祉を学ぶ機会を

久留米市社会福祉協議会では、障害のある人など様々な立場の人の思いを知るため、学校や事業所において、車いすの操作体験や、アイマスクでの歩行体験、さらには、ゲストティーチャー※を招いての福祉教育を進めています。擬似的に体験するだけでなく、障害のある人の体験や思いを直接聞くことで、想像力が高まり、理解につながります。

福祉教育は、出会いや関わりを通して、人と人とのつながりの重要性に気づき、自分と違う立場の人を認め合い、ともに生きていく力、人の気持ちに共感できる力、考えを共有し実行する力などを育むことをめざしています。

今後、そうした気づきなどがより一層広まるよう、福祉教育のあり方等について検討していきます。



ゲストティーチャーの講演

※ ゲストティーチャー：指導者として特別に学校に招かれた一般の人。

地域のいいね（ひとにやさしい場所）を教えてください

障害がある子とその親が、地域とつながり、共に生きることをめざして活動している団体、輪をつくろう は、江南中学校区で障害者・高齢者・子どもなど、誰にとっても「いいね」と思える場所、人にやさしいお店を掲載した“地域いいね MAP”をつくりました。



MAPづくりのための話し合い

地域の皆さんの協力で完成した“地域いいね MAP”は、子どもたちの手で、掲載されたお店やコミュニティセンターなど、多くの場所へ届けられました。

この“地域いいね MAP”が、地域にある様々な場所、いいところを知るきっかけとなり、人や地域とのつながりをより一層深めています。

現在は、「自分たちの地域でもつくりたい」と、取組みが広がっています。



魚屋さんに地域いいね MAP を届けているところ

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 各種研修などで、住民参加の地域福祉活動の大切さや目的を確認するとともに、地域福祉に携わる多くの地域住民と協力し合い、地域福祉への理解を深めます。
- 人権に関する教育の機会づくり及び広報を強化するとともに、受援力を高める教育の推進を図ります。市内の小学校・中学校を社会福祉協力校に指定し（幼稚園・保育園・高等学校、を含む。）、福祉教育に取り組みます。
あわせて、ゲストティーチャーの派遣、福祉教育のプログラムの提案、福祉教材の提供、福祉教育の担当教諭への研修などを実施します
- ゲストティーチャーやボランティアの派遣などを通じて、学生や企業などの福祉学習の機会づくりに取り組みます。
- 校区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会などと協力し合い、児童や生徒、学生が地域住民と交流する機会をつくり、地域と学校がともに進める福祉教育の場づくりに努めます。

久留米市が取り組むこと

- 人権に関する各種研修などを実施し、人権に対する正しい理解を広めます。
- 福祉教育を推進し、福祉の重要性の周知や、将来にわたる継続的な地域福祉の推進につなげます。

お互いを尊重する職場をめざして

企業も社会を構成する一員として、人権を守る社会をともに創り出していくことが求められています。

久留米市では、講師の紹介や研修教材（ビデオ・図書）の貸出しなどを行い、人権教育及び人権啓発の取組みを促進しています。その内容は、同和問題をはじめ、各種ハラスメント、性的少数者に関すること、認知症や虐待、外国人労働者に関することなど企業の希望に応じ、様々です。

最近では病院や福祉施設などへの研修の機会も多くなりました。すべての人の人権が尊重される職場をめざして、今後も当事者の声や思いなどを伝える機会をつくっていきけるよう働きかけていきます。

写真

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

市民、地域コミュニティ組織、NPO、民生委員・児童委員、社会福祉法人、その他の関係機関などと協働し、久留米市地域福祉計画推進協議会・久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会や支え合い推進部会、多機関連携部会と連携して、「個別支援の成果や課題を活かした地域づくり」と「地域力強化による個別課題の早期発見・早期解決」を循環させることで計画を推進します。

2 計画の進行管理

久留米市地域福祉計画推進協議会・久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会からの提言や成果指標の状況、校区福祉活動計画に基づく取組み状況などを踏まえ、庁内体制などによる点検・評価を実施します。

なお、今後の社会状況は急激に変化していくものと見込まれ、それらに対応するため、取組みの内容等については、地域の実情を勘案しながら、絶えず見直し・検討を行います。